2019/7/26 発行

水源連だより

SUIGENREN DAYORI
NO.83

水源開発問題全国連絡会

〒223-0064 横浜市港北区下田町６－２－２８
電話　045-877-4970　　FAX　045-877-4970
郵便振替　　00170-4-766559
メールアドレス mizumondai@xvh.biglobe.ne.jp
ホームページ　　http://suigenren.jp/

《水源連はパタゴニア日本支社の助成を受けています》

石木ダム全用地 収用裁決

反対地権者宅地も

県委員会　明け渡し求める

追い詰められたのは県

長崎新聞 2019/05/23

石木ダム全ての未買収地に「収用明渡裁決」

～～目　次～～～～～～～～～

- 事務局からの報告　1
- 石木ダム全ての未買収地に「収用明渡裁決」　3
- 石木ダム全地収用裁決に関する記事とニュース　１１
- 石木ダム差し止め訴訟の証言骨子　「石木ダムの治水面の虚構」　１６
- 国会公共事業調査会（仮称）準備会の活動について　２０
- 治水問題のパンフレット「ダム依存は危ない」　２１
- 西日本豪雨災害のその後　愛媛県・肱川のダムと被災地　２２
- 西日本豪雨災害のその後　岡山県・小田川　２６
- ソフト対策で危機的な渇水に対応することにした吉野川水系フルプラン　２９
- 1,670億円もかける荒川第二・第三調節池の事業は必要なのか　３３
- 水道の民営化問題　３６
- 中止ダム事業の中止理由　３９
- ラオス・セピアンセナムノイダム ダム決壊事故から1年、見えない解決の道筋　４１
- 水源連への入会・会費納入・ご寄付の御願い　４５

事務局からの報告

1） 2018 年西日本豪雨災害と 2015 年鬼怒川水害から学ぶ　「脱　ダム依存治水」キャンペーン　パンフレット「ダム依存は危ない」

水源連は、八ッ場あしたの会、鬼怒川水害検討会議の皆さんと、パタゴニア環境助成金を受けて、パンフレット「ダム依存は危ない」を作製し、配布に努めています。

2018 年 7 月の西日本豪雨では、野村ダム・鹿野川ダムの放流が愛媛県・肱川の大氾濫を引き起こし、多くの家々を水没させ、人命をも奪いました。また、2015 年 9 月の鬼怒川水害では上流に巨大ダムが 4 基もありましたが、その洪水調節効果は下流部では大きく減衰し、大氾濫が起きました。いずれもダム事業ばかりに力を入れ、下流部の無堤防地区を放置し、決壊の危険がある堤防の改善を怠ってきたことによるものです。このようにダム事業に傾注する現河川行政の危うさを訴えるため、このパンフレットをつくりました。

アースデイでは簡易印刷して配布しました。このたび、これを本印刷して、本号に同封しました。ご活用のほど、よろしくお願いいたします。

詳しくは別掲「治水問題のパンフレット『ダム依存は危ない』」をご覧ください。

2） アースデイ

2019 年 4 月 20, 21 日に代々木公園で 2019 東京アースデイが開催されました。水源連は昨年に続いて、東京の水連絡会、八ッ場あしたの会と共同でブースを借りて出展しました。

今年は 3 団体でシェアしているブースで、西日本豪雨災害からの教訓を共通テーマとし、上記パンフレット「ダム依存は危ない」を配布しました。初日 20 日に 100 枚、翌 21 日にも 100 枚、計 200 枚が、来訪された皆さんの手に渡りました。

水源連としては、昨年と同様、石木ダム問題を知らせることに努めました。石木ダム問題のパンフレット配布、「ほたるの川のまもりびと」の宣伝チラシ配布、20 分版ＤＶＤの販売、こうばるグッズ販売などを行いました。「石木ダムに反対する署名」にも多くの方から署名をいただきました。

毎年少しずつではありますが、石木ダム問題の存在を知る人が増えていると思います。

3） 石木ダム問題

① 現地の工事状況

現地では付替え道路工事に対して、その中止を求める抗議行動が毎日続いています。みなさんが抗議し続けていることで、工事の進行が県の予定よりもはるかに遅れています。

② 長崎県収用委員会　残地すべてに収用明渡裁決

5 月 21 日に長崎県収用委員会が全残地にたいする収用明渡を裁決、

✧ 収用期限　本年 9 月 19 日

✧ 明渡期限　耕作物がある農地、住宅がある土地　本年 11 月 19 日

それ以外の土地　本年 9 月 19 日

③ 収用明渡裁決への法的対抗手段

行政不服審査法に基づく、「収用裁決取消しを求める審査請求」：113 名連名で提出しました。行政不服審査請求法第 43 条で定めている「執行停止申立」：準備中

- 長崎県が補償金を支払い終わるか法務局に供託を終わり、収用期日　2019 年 9 月 19 日に至ると、 13 世帯の宅地農地をはじめとした全ての未買収地が収用され、所有権が国に移転されてしまいます。現在地での生活に法的根拠が無くなってしまうことを未然に防ぐため、行政不服審査請求法第 43 条で定めている執行停止申立てを準備しています。

④ 裁判

7 月 3 日の福岡高等裁判所の事業認定取消訴訟

- 事業認定取消訴訟の控訴審第 3 回口頭弁論の場で、当方学者 2 名の意見書を提出して証人申請をしたところ、裁判長は証人を不採用とし、突如、「これを以て審理終了。11 月 29 日 13 時 10 分判決言い渡し」と宣告しました。

7 月 17 日の長崎地裁佐世保支部の工事差し止め訴訟、

証人尋問が行われました。（嶋津暉之氏、原告 6 名）

⑤ 公共事業チェック議員の会による厚生労働省ヒアリングと事後の確認文書質問

4 月 5 日、厚生労働省水道課ヒアリング　石木ダムに関する佐世保市の「本体工事等の着工前評価」問題

- 佐世保市は 2012 年度に水需要予測を含む事業再評価を行った後、事業再評価を行っていません。これは水需要の実績が減少し続けてきているため、前回以上にひどい実績無視のひどい架空予測を行わないと、石木ダム事業に参画する理由をつくり出すことができなくなってしまうからです。このことに関して市は、2012 年度の再評価は「本体工事等着工前の評価」であるから、10 年間再評価を行わなくてよいと強弁しています。そこで、厚生労働省のヒアリングでそのようにおかしな話を本当に認めたのかを質しましたが、厚生労働省は「経過を記した書類はない」という、まったく話にならない対応でした。

詳しくは、別掲「石木ダム全ての未買収地に『収用明渡採決』」をご覧ください。

4） 国会公共事業調査会（準）

ダムや幹線道路等の大規模公共事業が強権的に進められている実態を国会議員と共有して、市民と国会議員との連携で公共事業の在り方をさぐることを目的にした調査会です。市民側は水源連も参加している「公共事業改革市民会議」が担い、国会議員側は「公共事業チェック議員の会が中心になって参加議員を呼びかけています。

今年 3 月以降の取組を記します。

３月２８日（木）１６：３０～　テーマ：環境影響評価制度

４月２５日（木）１６：３０～　テーマ：公共事業評価制度

５月２３日（木）１６：３０～　参院選前特別企画　公共事業を正常化するために
～説明責任ある制度、参加型の意思決定の実現へ～

詳しくは、別掲「国会公共事業調査会（仮称）準備会の活動について」をご覧ください。

石木ダム全ての未買収地に「収用明渡採決」

1. 現地の状況

現地では付替え道路工事に対して、その中止を求める抗議行動が毎日続いています。工事は継続していますが、現地のみなさんが抗議し続けていることで、県の予定よりもはるかに遅れています。

収用委員会が 2019 年 5 月 21 日に収用期日を 2019 年 9 月 19 日とする収用裁決を下しました。補償金受け取りを拒否しても長崎県が法務局に補償金を供託することにより、9 月 19 日には石木ダム事業地内の地権は地上権ごと収用されて国が地権者になってしまいます。その状態になると、法律上は従前の生活を続けることが違法状態という 13 世帯皆さんの人格権が極めて侵害された状態になってしまいます。

13 世帯の皆さんと支援者は、9 月 19 日期日の収用を断念させることを目的に据えた運動を継続しており、7 月 30 日には県庁で知事に「強制収用」取り下げを求める行動を予定しています。

2. 長崎県収用委員会　残地すべてに収用明渡裁決

1） 裁決書内容

2019 年 6 月 3 日、長崎県収用委員会から 2019 年 5 月 21 日付で地権者に収用明渡裁決の通知と裁決書が届きました。今回の収用明渡裁決は、①長崎県が 2015 年 7 月 8 日 に提出した 4 世帯の家屋を含む 30800 平方㍍の土地を対象とした裁決申請（第 2 次申請）と、②2016 年 5 月 11 日に提出した反対地権者 9 世帯の家屋を含む約 9 万平方㍍のすべての未買収地の裁決申請（第 3 次申請）に対する裁決です。

- 収用期日は、すべての権利が 2019 年 9 月 19 日。
- 明渡期日は、耕作地と居住地は 2019 年 11 月 18 日、それ以外は 2019 年 9 月 19 日

とされています。

地権者が補償金受取りを拒否しても、起業者がその補償金を供託することで、上記すべての所有権が 2019 年 9 月 19 日付で 13 世帯と共有地権者から国に移ってしまいます。さらに 2019 年 11 月 18 日までに農作物や家屋などすべてを撤去して更地にして明渡すことが求められています。

もちろん 13 世帯の皆さんがこの無駄な石木ダムのために生活している場所を明け渡すことに同意することはあり得ませんが、起業者がその補償金を供託してしまえば、9 月 19 日以降は土地の名義は国に移ってしまい、法律上は 13 世帯皆さんの不法占拠となってしまいます。

長崎県が土地収用法を適用した事例は相当数ありますが、それらの事例はすべて、収用明渡裁決を待たずに土地を確保していました。長崎県で収用明渡裁決まで進んだのは石木ダムが初めてのことです。これまでは「収用明渡裁決に至ると補償条件が悪くなる。その前に任意交渉で同意なら高額」と反対者を切り崩し、土地収用法を適用することで反対派地権者を抑え込むことができていました。しかし、13 世帯の皆さんの徹底反対にあって「その手法で石木ダムにもやれる」という長崎県の読みは見事に外れました。

長崎県は読みが外れたことで一度踏みとどまって、再考するしかないのです。しかし、この裁決が地権者に届くのを見計らって、長崎県はすべての地権者に、「補償金を振り込むから振込先口座をお知らせください。お知らせがなければ受取拒否と判断して補償金を法務局に供託します」旨の通知と振込先を書き込んで知らせる書類および送付用封筒を郵送してきました。それはまさに、長崎県の「暴挙継続宣言」です。

マスコミは、”中村法道知事は取材に「円満に解決したい気持ちは変わらないが、行政代執行も選択肢の一つ。訴訟や工事の進み具合を勘案して総合的に判断したい」と語った。佐世保市の朝長則男市長は「土地をお譲りいただくことが最善だった。任意での解決に至らなかったのは大変残念な思いがある」との談話を出した。”と報道しています。長崎県・佐世保市ともに、「訴訟や工事の進み具合を勘案して総合的に判断したい」「任意での解決に至らなかったのは大変残念」と、当面を繕うだけの発言をするだけであって、石木ダム事業がどれほど多くの不幸を県民市民にもたらすのかを真摯に見つめる姿勢が皆無です。

収用明渡裁決書、マスコミ報道など詳しくは、下記水源連ホームページＵＲＬを参照願います。

http://suigenren.jp/news/2019/07/06/11778/

2） 法的対抗手段として、行政不服審査法に基づく「収用裁決取消しを求める審査請求」を113 名連名で提出

「13 世帯及び関係者を不要な石木ダムによって生活の場を奪うことを認めた裁決の取消を求める」法的手段として、行政不服審査法に基づく「収用明渡裁決取消しを求める審査請求」を 113 名連名で 7 月 2 日に投函しました。その審査請求を根拠にすえた「収用明渡裁決の執行停止申立て」も準備中です。

行政不服審査法の趣旨はその第 1 条として下記のように記されています。

==========

（この法律の趣旨）

第一条この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民に対して広く行政庁に対する不服申立てのみちを開くことによって、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。

==========

この法律は「国民の権利利益の救済を図る」「行政の適正な運営を確保する」ことを目的としているのです。113 名はこの趣旨に則った事務取扱と裁定作業を審査庁事務局「土地収用管理室」に求めました。

①13 世帯約 60 名の居住者の生活が 9 月 19 日から法的根拠喪失状態に陥るという、極めて重篤な事件であること、②100 名を超える連名での審査請求を考えていること、などから、30 日以内に完成版を提出することは到底無理であること、を審査庁事務担当（土地収用管理室）に説明し、「この法律の趣旨」に沿った善処を求めました。

その結果、①提出期限は土地収用法条文通り 30 日以内＝7 月 3 日投函、②その際に提出する審査請求書は、目次等で全容が分かるようにしておく、③提出後の審査請求書の内容修正・補足は可、④連名提出者名簿の事後修正・補足は不可。ということになりました。

上記合意に基づいて、2019 年 7 月 3 日付とした審査請求書類一式を土地収用管理室宛に投函しました。提出した書類一式（連名提出者名簿以外）を水源連ホームページに掲載しました。http://suigenren.jp/news/2019/07/07/11813/ をご覧ください。

合わせて、私たちは、9 月 19 日収用期日を以て 13 世帯の宅地・農地の地権が法律上、国に移ってしまうことを防ぐために、行政不服審査法第 43 条に基づく「収用明渡裁決の効力執行差止」申立てを行う準備をしています。

3. 裁判

1） 事業認定取消訴訟控訴審（福岡高裁）

① 第 2 回口頭弁論　2019 年 3 月 11 日

第２回口頭弁論では、昨年 12 月 19 日の第 1 回控訴審で被控訴人側から提出された「控訴趣意書への答弁書」に対して、私たち控訴人側から反論を 4 通提出しました。

利水面からの反論は、利水の新たな問題として、①佐世保市が 2012 年度以降は 5 年ごとの事業再評価（水需要予測を含む）をしていない問題、②石木ダム事業費負担金と石木ダム関連水道事業費によって佐世保地区水道の料金値上げが必然であることを取り上げ、②については検証に必要なデータと計算手法の提供を求めました。その骨子を高橋謙一弁護士が口頭説明しました。

治水面からの反論は、これまで取り上げてきた治水問題への被控訴人の答弁書の内容が当方の控訴理由書への答えになっていないことを指摘し、さらなる釈明を求める内容です。その骨子を平山博一弁護士が口頭説明しました。

詳しくは、水源連ホームページをご覧ください。http://suigenren.jp/news/2019/03/14/11443/

② 第 3 回口頭弁論　7 月 3 日

第 3 回口頭弁論では、双方からの提出書面の確認、控訴人側からの提出準備書面の要旨陳述を終え、審理が「今後の進行」に入りました。控訴人側は、この日の口頭弁論に向けて提出した 2 つの意見書の作成者、伊藤達也氏（法政大学教授）と富樫幸一氏（岐阜大学教授）について、その意見書の内容説明を求めるための証人申請をしました。西井和徒裁判長は、被告側に意見を求め、被告代理人が「その必要は無い」と述べると、言下に**「当裁判所も証人尋問の必要はないと認め、採用しない」とあっさり却下。「この控訴審は今日を以て終結とする。判決は 11 月 29 日 13 時 10 分」と告げ、3 人の裁判官が退廷してしまいました。**

控訴人が、新たな証拠や意見書を提出しているにもかかわらず、それらには一顧だにせず、福岡高裁の西井和徒裁判長ら 3 人の裁判官は、問答無用と一刀両断。私たち控訴人による立証申立てを「不要」と斬り捨てたのです。馬奈木弁護団長は、**2019 年 7 月 3 日は、「福岡高等裁判所が死んだ日」**と断罪しました。

- **伊藤達也氏（法政大学教授）意見書概要**
  - 佐世保市が「二年に一度の渇水状況」と喧伝していますが、実は「渇水」の実態はなく、単なる「幻想渇水」である。
  - 本件慣行水利権及び相浦川の許可水利権が相互に補完して、取水されている。被控訴人が「10 年に 1 回程度の渇水」と述べる 2007 年でさえも十分に取水できている。
  - 慣行水利権を保有水源から除外することが著しく不合理である。
- **富樫幸一氏（岐阜大学教授）意見書概要**
  - 石木ダム建設の必要性の根拠とされる 2012 年度水需要予測について、種々の項目で、恣意的かつ不合理な予測が行われている。
  - 人口減少の進行が予測されているのであるから、厚労省「新水道ビジョン」のように 2060 年の佐世保市の給水人口は 20 万人以下として水需要予測を行うべき。
  - 生活用水原単位については、根拠なく恣意的に最終的には 224 リットルと設定して、過大な需要予測を立てた。
  - 業務営業用水は、観光需要を過大かつ重複して評価していることから、「2010 年から 2017 年に観光客数が 1.4 倍に増加しているのに対し、営業用水の有収水量が 4.2%減少している」という齟齬をきたしている。

- 佐世保市造船業の実績値から、「4,412 ㎥/日の上水を確保する」は期待にすぎず、必要性はない。
- 石木ダム事業では建設費のほかに多額の必須の費用負担があり、実質総負担額は 615 億円に上り、1 世帯当たりの 1 年間の負担増額が約 9000 円になる。今後の人口・水需要・水道収入すべての減少が確実視される中では過大な負担である。
- 2007 年度渇水のように 5～20%の節水率では生活及び産業活動にはほとんど影響がでない。佐世保市の被害額推計は「ありえない架空の数字になっている」

➢ **詳しくは、水源連ホームページの下記のＵＲＬを参照ください。**
http://suigenren.jp/news/2019/07/07/11797/

2） 工事差止訴訟

① 第 10 回口頭弁論　3 月 12 日、第 11 回口頭弁論　6 月 4 日

工事差止訴訟は原告側が要求している証人採用で多くの時間を費やしてきました。

➢ 原告側が証人申請した 2 人、利水問題では佐世保市水道局長である谷本薫治氏、治水問題では水源連共同代表の嶋津暉之氏　両名の採用については何度も審理が繰り返されました。特に佐世保市は佐世保市水道局長である谷本薫治氏を証人採用することに被告は徹底的に拒否を繰り返しました。
- 結局、裁判所は、①嶋津氏に対する証人尋問を 7 月 17 日 10 時に行うとしましたが、②佐世保市水道局長である谷本薫治氏の証人尋問は行わないとしました。

② 証人尋問　7 月 17 日

- 7 月 17 日 10 時から、長崎地裁佐世保支部において、工事差止訴訟の証人尋問が行われました。
- 10 時から 12 時まで（主尋問 90 分　反対尋問 30 分）、嶋津暉之氏が、石木ダムが必要だという川棚川の治水計画の虚構を明らかにしました。詳しくは別稿「石木ダム差し止め訴訟の証言骨子『石木ダムの治水面の虚構』」をお読みください。
- 午後からは、原告 6 名に対する本人尋問が行われました。（それぞれ主尋問 20 分、反対尋問 5～10 分）、岩本宏之さん、石丸 勇さん、岩下すみ子さん、松本好央さん、石丸穂澄さんがこうばる地元住民として置かれているそれぞれの状況から、石木ダムの問題を語りました。また、佐世保市住民として、松本美智恵さんが「佐世保市は水道水源として石木ダムを必要としているが、実際は全く不要である」と証言しました。
- 弁護団は証人尋問の後、伊藤達也氏と富樫幸一氏の証人採用を求めましたが、裁判所は聞き入れず、次回結審となりました。

次回は 11 月 18 日（月）13：30～14：30（結審）です。

4. 公共事業チェック議員の会による国交省・厚労省ヒアリング

1） 2019 年 4 月 5 日の厚労省水道課ヒアリング

「本体工事等の着工前評価」問題

詳しくは、水源連ホームページ掲載の 2018 年東京行動の帰結（石木ダム）　を参照願います。

① 経過

- 2018 年 7 月 18 日

石木ダム事業認定取消訴訟で長崎地方裁判所が 2018 年 7 月 9 日、原告敗訴の不当判決を下しました。その後、石木ダム予定地の地元地権者および支援者は 7 月 18 日に、その判決が不当であることを国土交通省土地収用管理室・治水課と厚生労働省水道課および国会議員に説明し、石木ダム中止への方針転換を求める東京行動を行いました。

【案内】http://suigenren.jp/news/2018/07/12/10931/

【報告】http://suigenren.jp/news/2018/07/30/10977/

- 2019 年 2 月 7 日

上記の昨年 7 月 18 日の国土交通省・厚生労働省との交渉に続いて、2019 年 2 月 7 日 14 時から 16 時まで、衆議院第一議員会館で、「公共事業チェック議員の会」による国土交通省土地収用管理室・治水課、厚生労働省水道課からのヒアリングが行われました。

【案内と報告】http://suigenren.jp/news/2019/01/31/11289/

質疑応答については、http://suigenren.jp/news/2019/07/14/11898/ を参照してください。

② 2019 年 4 月 5 日 “2012 年度再評価は、「本体工事等の着工前評価」”問題の文書確認

佐世保市は 2012 年度に水需要予測を含む事業再評価を行った後、事業再評価を行っていません。これは水需要の実績が減少し続けてきているため、前回以上にひどい実績無視のひどい架空予測を行わないと、石木ダム事業に参画する理由をつくり出すことができなくなってしまうからです。このことに関して市は、2012 年度の再評価は「本体工事等着工前の評価」であるから、10 年間再評価を行わなくてよいと強弁しています。

そこで、「公共事業チェック議員の会」による厚生労働省水道課のヒアリングでそのようにおかしな話を本当に認めたのかを質しましたが、厚生労働省は「経過を記した書類はない」という、まったく話にならない対応でした。

4 月 5 日は 2 月 7 日の厚生労働省水道課の回答“2012 年度再評価は、「本体工事等の着工前評価」”に関して文書確認を求めました。その回答は、「佐世保市との話合を踏まえて「本体工事等の着工前評価」としたのは、2013 年 5 月 15 日、予算内示決済の時」、「当該協議等に係る資料が不存在であり、詳細は不明」というものでした。

2） まとめ

◎ 厚生労働省水道課の主張

① 佐世保市と水道課双方の話合いで、「本体工事等の着工前評価」とした。

- 2012 年度再評価は、「本体工事等の着工前評価」問題：結局。佐世保市が水道課に提出した報告には「2012 年度再評価は、本体工事等の着工前評価」という文言はなかった。
- 2013 年 5 月 15 日、予算内示決済の時に「本体工事等の着工前評価」とした。
- 双方で話合った結果である。しかし、話合いの記録は見当たらなかった。

② 「2012 年度再評価は、本体工事等の着工前評価」であるから、その後 10 年は再評価の必要はない。2012 年度再評価から今日まで、佐世保市に都市構造・人口動態に急激な変化（急激な人口増加など）がある等は聞いていない。

- 実績と予測値が離れていることで直ちに再評価の必要はない。
- 予測は危機管理等の安全性を見込んでいるので、実績値が下回るのは当然のこと。

◎ 反論“2012 年度再評価は「本体工事等の着工前評価」”は、「2017 年度再評価逃れの口実」

- 厚生労働省水道課は、双方で話合った結果としていますが、「当該協議等に係る資料が不存在であり、詳細は不明」として経過すべてを隠ぺいしています。
- 再評価の水需要予測がその後の実績とかけ離れているのは、評価手法に誤りががあるからだと私たちは指摘していますが、厚生労働省水道課はその事実に目を向けることなく「予測は危機管理等の安全性を見込んでいるので、実績値が下回るのは当然のこと」としています。このような論法が過大予測をまかり通らせています。
- 「都合の悪い経過をすべて隠ぺいする、都合の悪い現実を直視しない」、「国と地方が行政目的遂行のためにこのような卑劣な連携を取合っている」現実が明らかになりました。正さないとなりません。

5. 7月30日、「強制収用」取り下げよ！　長崎県庁行動

石木ダムの強制収用を許さない長崎県庁行動、7月30日10時からです。現地7団体からの参加呼びかけです。右が、「参加呼びかけチラシ」です。当日の様子は次号で紹介します。

令和元年７月３０日

長崎県知事　中村　法道　様

石木ダム建設絶対反対同盟　連絡人　岩下　和雄
石木川の清流を守り川棚川の治水を考える町民の会　代表　森田　正昭
石木ダム建設に反対する川棚町民の会　代表　炭谷　猛
石木川まもり隊　代表　松本　美智恵
水問題を考える市民の会　代表代行　篠崎　義彦
石木川の清流とホタルを守る市民の会　事務局長　田代　圭介
いしきを学ぶ会　実行委員長　森下　浩史

強制収用の取り下げを求める要請書（案）

（要請事項）

知事は住民との約束を守ることを県政の最重要課題とし、前代未聞の恥ずべき暴挙を止めること。そのために石木ダム建設事業における強制収用を直ちに取り下げること、を要請いたします。

（要請の趣旨）

◆今長崎県は、負のスパイラルに自らを追い込んで抜け出せない状況です。そして、それは県民を不幸にしています。石木ダム関係住民に対しは人権侵害の極みを行い、合わせて県民に対しては到底返せない借金を若い世代へ付け回しています。知事、もう住民いじめはやめましょうよ。行政による悪質な住民いじめは見苦しいでしょう。こんな小さなダムを強制収用までして造らなければならない理由はどこにもありません。「石木ダム事業で強制収用、ちょっと違うんじゃないの。おかしいよね。」と思っている県民も多いのです。現場で住民と対峙している県職員もおかしいと感じているようですよ。この暑さの中覆面をした県職員がそれを物語っています。きっと自分の子や孫にこんな仕事は見せられないと思うのでしょう。こんな公共事業日本中探してもないですよね。

◆当初は針尾工業団地の水確保で石木ダムが計画されましたね。開発量は佐世保市の人口減少と給水実績から２００４年に６万トン/日から４万トン/日へ計画変更した経過もあります。その後も人口減少と給水機器の進歩と普及で給水実績は減り続けているのも事実です。４万トン/日すら石木ダムを造るためにでっち上げた架空の予測に基づくものでしたね。それが今では、「無いよりあったほうがまし」と言う者もいます。そして堂々と「水がないと企業も来ないし発展もない」と。それは違うでしょう。「我田引水」であって権力者のおごりでしょう。そんなの強制収用の理由にはなりません。

利水が頓挫すると、今度は治水を強調して川棚町民の不安を煽りましたね。当初、「石木ダムでの治水は付け足しです。多目的ダムにして国の補助金をたくさん貰うためです。」と県職員は説明しましたが、数年前には「石木ダムで川棚町下流部の洪水を防ぐ」と言い変え、その後治水の問題点を指摘されると「洪水を軽減する」と変えてきましたね。

要するに、利水面でも治水面でも石木ダムは不要な事業です。強制収用までして造るべきダムではありません。土地収用法と日本国憲法、権力者の意のまま勝手に解釈した土地収用法適用は、憲法違反です。そして最大の問題点は、半世紀以上に亘って地域住民を苦しめてきた人権侵害です。長崎県のいや日本の民主主義はまだそのレベルなのか？と溜息が出ます。

◆思えば、石木ダム建設計画は、長崎県が当初から県民と住民をだまし続けながら進めて来た事業だったですね。それは石木ダムの歴史からも明らかですよ。

事の始まりは、１９６２年に地元や川棚町に無断で現地調査と測量を行いましたね。

１９７２年にはダム建設のための予備調査を地元に依頼し、「予備調査はダム建設に直接つながらない」と説明しながら、地元住民が不安と不満を表すと「地元の了解なしではダムは造らない」「一人でも反対があるとダムは造らない」などと言葉巧みに住民をなだめましたね。「予備調査の結果、建設の必要が生じたときは、改めて書面による同意を受けた後着手する」旨の「覚書」を交わして住民を信用させ地元を予備調査に同意させましたね。

４０年近く前のことですが、１９８２年には「もう時間がない、時間がない」と言って県民を煽り、土地収用法をかざし県警機動隊を引き連れて強制測量調査を実施し、住民をねじ伏せましたね。まさか知事が約束を守らないとは誰も疑わないですよね。

２００９年には「事業認定は話し合いを進めるため」と、またしても苦しい言い訳をしながら強制収用に道を開く事業認定申請に踏み切りましたね。結果は国交省の有識者会議で「石木ダムに関しては、事業に関して様々な意見があることに鑑み、地域の方々の理解が得られるよう努力することを希望する」という付帯意見を付けられてしまいましたね。２０１３年９月６日九地整は事業を認定しましたが、この「事業認定は話し合いを進めるため」ではなかったですよね。話し合いどころか脅しに使われましたよね。

２０１４年には４世帯の農地の収用裁決を申請し、２０１５年８月２５日に強制収用で強奪しましたね。あなたは県民の批判を浴びましたが、それにも懲りずに２０１６年５月１１日までに１３世帯の住居を含む全用地を強制収用のテーブルに載せました。収用委員会は２０１９年５月２１日付けで全ての用地の収用裁決行いました。これであなたは全権を握れますが、その前に、騙し続けてやっとここまでたどり着いたことを反省し、住民・県民へお詫びすることも必要です。

◆知事！まだ間に合います。前代未聞の恥ずべき暴挙とならないように、長崎県政の過ちを未然に防ぐことが必要です。**どうか、強制収用を取り下げ真摯に住民・県民と向き合ってください。**長崎県民の名誉と誇りを保ち県民・住民を不幸にしないために。

石木ダム全用地収用採決に関する記事とニュース

長崎県収用委員会が反対地権者 13 世帯の宅地を含む未買収地計約 12 万㎡について、土地を明け渡すように地権者に求める裁決を出しました。収用裁決申請の第二次 3 万㎡と第三次 9 万㎡を合わせた裁決です。明け渡し期限は、建物がない土地が 9 月 19 日、建物がある土地が 11 月 18 日となっています。

主な記事とニュース、長崎新聞の社説とコラムを掲載します。

長崎県は当初、この裁決を公式に発表せず、一部のマスコミにリークしました。県への風当たりを小さくするためのリークであって、この長崎県のやり方はあまりにも姑息であり、卑怯です。

長崎新聞は「裁決で、真に追い詰められたのは「古里に住み続けたい」と訴える反対住民というより、むしろ県側に思える」と書いています。

長崎新聞の社説とコラムは長崎県に対して「強権的な姿勢は改めよ」と、県の姿勢を厳しく批判しています。

期限が来れば、県が補償金を法務局に供託し、所有権が国に移転されることも予想されますので、頑張らなければなりません。

石木ダム事業で収用裁決書　「ここを守りたい」反対 40 年　住民の岩下さん 決意固く

（長崎新聞 2019 年 6 月 4 日）

（写真）「さよなら…ダム」などと書かれた看板の前で故郷を守る決意を新たにする岩下さん＝川棚町岩屋郷

長崎県と佐世保市が東彼川棚町に計画する石木ダム建設事業で、県収用委員会が反対住民 13 世帯の宅地を含む未買収地の明け渡しを求めた裁決書は 3 日、建設予定地の川原地区に暮らす地権者の元にも届いた。「お金はいらない。この場所に住み続けることが一番のぜいたくだから」。裁決書を受け取った岩下すみ子さん（70）はこう言い切った。自然豊かな同地区に嫁いで 40 年余り。「ここを守りたい」と変わらない決意を口にした。

反対地権者でつくる石木ダム建設絶対反対同盟で長年、中心的な役割を担う和雄さん（72）の妻。24 歳で結婚し、佐世保から移り住んで間もない 1975 年、国がダム事業を採択した。82 年には、県警機動隊が猛抗議する住民を排除する中、県が強制測量。激しい反対運動に身を投じたが苦にはならなかった。「川原の人たちが好きになっていたし、権力に負けとうなかったけんね」と笑う。

運動の先頭に立つ夫を支えながら、3 人の息子を育て上げた。中でも次男の和美さんは、ダム問題に熱心に取り組み、若い世代の中核となっていたが、2004 年、事故で他界。30 歳だった。「生きていれば、頼もしかっただろうね」。今も夫婦で、そんな会話を交わすことがある。

玄関には、集落の中心にある看板の前で撮った和美さんの写真を飾っている。「さよなら…ダム」。今もかなうことがない住民たちの願いが書かれた看板を見上げ、すみ子さんはつぶやいた。「人が始めたダムだから、人の手で止められるはずなのにね」

「ここに住み続けるためにはどうしたらいいのか。その方法を教えてください」。立ち入り調査に来た県職員の前で膝を突き、悲痛な叫びを吐露したこともあった。県職員や知事の口から、その答えが示されることもなく、住み慣れた土地を取り上げる裁決書が一方的に送られてきた。
本音で語り合える地域の仲間たち、四季折々の花と野菜、小川のせせらぎ、ホタルの光。そのどれもがお金に替えることはできない。「人はそれを古里というのかもしれない」と思う。そして、あらためて言った。「諦めない限り、私たちが県に負けることはない」

石木ダム 補償額 11．8 億円　長崎県、収用裁決書を受理（長崎新聞 2019 年 6 月 4 日）

長崎県と佐世保市が東彼川棚町に計画する石木ダム建設事業を巡り、県収用委員会が反対地権者 13 世帯の宅地を含む未買収地約 12 万平方メートルの明け渡しを求めた裁決について、長崎県は 3 日、県収用委の裁決書を同日受理したとして、明け渡し期限や総額約 11 億 8 千万円の損失補償額など裁決の内容を明らかにした。地権者らが明け渡しを拒否していることについて、中村法道知事は報道陣に「円満な解決に至らず残念。（家屋の撤去や住民の排除など）行政代執行の手法を除外することは考えていない。あらゆる選択肢の中から総合的に判断する」と述べた。

県庁で会見した県河川課によると、反対地権者の家屋 13 世帯や公民館 1 軒、小屋 1 軒を含む約 12 万平方メートルの明け渡しを地権者らに求める裁決を、県収用委（弁護士ら委員 7 人）が 5 月 21 日付で出した。同事業で宅地を含む明け渡し裁決が出たのは初めて。

裁決書に示された損失補償額は総額約 11 億 8 千万円で、地権者数は支援者ら“一坪地主”を含め計 376 人。地権者からの土地の権利取得の時期は 9 月 19 日とした。県は同日までに地権者に補償金を支払うか、地権者が受け取らない場合は法務局に供託することで、土地の所有権が国に移ることになる。県収用委への県の裁決申請では、権利取得の時期は「裁決の翌日から 60 日」だったが、県収用委は対象が膨大だとして「120 日」に延期した。

明け渡し期限は、家屋などの物件がない土地が 9 月 19 日、物件がある土地が 11 月 18 日。地権者が期限までに明け渡しに応じなければ、県と佐世保市は知事に行政代執行を請求でき、知事が対応を判断することになる。

会見した県土木部の天野俊男次長は「（県収用委には）丁寧、慎重に審査いただいた。地権者に丁寧に説明する努力は継続する」とした。佐世保市の朝長則男市長は「（ダム建設は）市の水源不足解消に必要不可欠。今後も事業推進に取り組む」とのコメントを発表した。

長崎市の市民団体「石木ダム」収用裁決に抗議の街頭活動

（長崎放送　2019 年 6 月 2 日）

東彼・川棚町に計画されている石木ダムをめぐり、反対地権者の土地を強制的に収用できるようになる「裁決」が出されたことをうけ、長崎市の市民団体が抗議の街頭活動を行いました。

抗議したのは「石木川の清流とホタルを守る市民の会」のメンバー約 10 人で「佐世保の水は足りており石木ダムは不要だ」などと訴えました。

NBC長崎放送

石木ダムをめぐっては建設に反対する 13 世帯およそ 60 人が今も水没予定地に住み続けていますが、県の収用委員会が先月 21 日収用裁決を出したため期限内に退去しなければ県による強制的な収用も可能となります。

市民の会の西中須盈代表は「公共のために役立つものなら理解もするが石木ダムは利水の面でも治水の面でも必要のないダムだ。世論の力で建設中止に持ち込みましょう」と道行く市民に呼びかけていました。

守る会では今後、収用委員会に対し収用裁決の取り消しを求める活動などを計画しています。

論説　強権的な姿勢は改めよ　石木ダム計画　（長崎新聞 2019 年 5 月 24 日）

県と佐世保市が東彼川棚町で計画する石木ダムの建設予定地のうち、反対地権者 13 世帯の宅地を含む未買収地について、県収用委員会は地権者に土地を明け渡すように求める裁決を出した。これで建設に必要な全ての用地を強制収用することが可能になったが、地権者の反発は根強い。

中村法道知事は２月の会見で、2022 年度のダム完成目標を念頭に「地権者の協力が得られれば、本体工事にも着手しなければならない時期と述べていた。しかし、そうした環境は依然として整っていない。県は強権的に事業を進める姿勢を改め、ダム計画に理解を得る努力を尽くさなければならない。

県は未買収地約 12 万６千平方㍍について、14～16 年に土地収用法に基づき、明け渡し　裁決を県収用委に申請。そのうち農地約 5500 平方㍍は 15 年８月までに収用されたが、地権者は耕作を続けて事実上占有している。

今回裁決された約 12 万平方㍍では、ダム本体や貯水池の建設が予定されている。13 世帯が現住する宅地や公民館などの共有地を含むだけに、地権者の抵抗は必至だ。

今秋の明け渡し期限後は、家屋などを取り壊して立ち退かせる行政代執行も可能になる。ただ、手続きを経たとしても、個人の、しかも 13 世帯もの財産を公権力が強制的に取り上げることの是非は厳しく問われなければならない。

実力行使に訴えて住民を排除するような展開は誰も望んでいない。１９８２年５月の強制測量では、県警機動隊が出動する事態となった。住民との対立を決定的にした県政の「負の歴史」を繰り返してはならない。

石本ダムは、75 年の国の事業採択から 40 年以上が経過した。佐世保市への水道水供給と川棚川下流域の水害対策を目的としているが、人口減少による水需要の低下など事業環境は変化している。

反対地権者らが国に事業認定取り消しを求めた訴訟で、長崎地裁は昨年７月、ダムの　「公益性」を認める判決を出した。しかし、原告側は控訴し、福岡高裁で係争中だ。県と佐世保市に工事差し止めを求める訴訟も起こされている。

先の統一地方選の川棚町議選では、反対地権者がトップ当選した。ダムの必要性や、事業の進め方に疑問を抱いている人が少なからずいることを浮き彫りにした形ではなかっただろうか。

昨年２月の知事選を前に長崎新聞社が実施した有権者アンケートでは、石木ダムを「必要」と答えた人より「不要」とした人が多く、４割以上は「分からない」と回答していた。長年の県政の懸案であるこの事業が県民にどれだけ理解され、支持されているのか、県はいま一度見つめ直してほしい。（小出久）

コラム「水や空」（長崎新聞 2019 年 5 月 24 日）

脅すような態度を示すことを「すごむ」と言い、すごんで発する口上を「すご文句」と言う。脅すような意味はないのに、すご文句に思える言葉がある。「実力行使」がその例だろう。「実際の行動に出る」くらいの意味なのに、人を圧するような語感を含む

▲「実力行使」の４文字をかざすのと同じだろう。石本ダムの建設予定地のうち買収されていない土地について、明け渡すよう地権者に求める裁決を県収用委員会が出した。土地には反対地権者 13 世帯の宅地が含まれる

▲これで県は、ダム建設に必要な全ての用地を強制的に収用する、つまり取り上げることも可能になった。反対地権者は「脅しには屈しない」と反発を強めている

▲石木ダム事業で、県は 37 年前に強制測量という実力行使に出た。当時の新聞には、機動隊員１４０人が抵抗する住民を「ごぼう抜きして排除した」とある。これを境に反対運動は頑強になった

▲地権者が立ち退かず、それでもダムを造るとすれば、県は家屋を撤去し、住民を排除するという実力行使にまたも踏み切るしか手がない。そうなって「ぎりぎりの判断」をやむを得ない」といくら言っても、非難の声はやむまい

▲すご文句を発し、実力行使に突き進んだ後、行政の側に残るのは何だろう。「悔恨」の一語しか思い浮かばない。（徹）

石木ダム全用地収用採決　追い詰められたのは県　（長崎新聞 2019 年 5 月 23 日）

県収用委員会の裁決で、県は石木ダムの実現に必要な未買収地の全てを、地権者の意思にかかわらず収用することが可能になった。国の事業採択（1975 年）から 40 年以上がたつが、人口減少による水需要の低下や大型公共事業への疑問を背景に、反対派の疑念はむしろ深まっている。

水没予定地の東彼川棚町川原地区では高齢者や子どもを含む 13 世帯約 60 人が暮らしている。県と佐世保市はダムの必要性や土地収用法に基づいた手続きの正当性を強調するが、事業を巡っては、県が 82 年に機動隊を使って住民らを排除しながら強制測量に踏み切った経緯もある。住民側の頑強な反対運動は、この時の怒りと不信感によるところが大きい。

県側は「（建設予定地の地権者の）８割以上の協力を得た」と繰り返す。だが、そもそも理解を得られなかった「2 割」は、強権的な手段もやむを得ないとするほど過小評価していいものなのか。4 月の川棚町議選で反対地権者の候補が、最多得票で当選したのも、強引な進め方に疑問を感じる地元の声の表れともいえる。

建設予定地に暮らす反対地権者らが立ち退かない限り、ダムの完成は不可能。このまま理解が得られなければ、実力行使で家屋を撤去し、住民を排除する行政代執行に踏み切るしかないが、そうなれば県政史上類を見ない“汚点”になるとの批判は免れない。裁決で、真に追い詰められたのは「古里に住み続けたい」と訴える反対住民というより、むしろ県側に思える。

石木ダム全用地収用採決　迫る知事判断　地権者引かず（長崎新聞 2019 年 5 月 23 日）

今回の裁決で、石木ダム建設事業は大きな局面を迎えた。土地収用法では、明け渡し期限までに地権者が応じなければ、起業者（石木ダムの場合は県と佐世保市）は知事に行政代執行の請求が可能。請求を踏まえ、知事が対応を判断することになる。県は「まずは円満に協力いただきたい」と強調するが、地権者は一歩も引かない構えだ。

付け替え県道迂回（うかい）路部の用地（約5500平方メートル）は2015年6月に裁決が出て、同8月までに収用されたが、現在も地権者による耕作が続いている。県河川課は「工事の工程上、今すぐ（立ち退かせるなどの）代執行をする必要はない」として説得に当たっている。

一方、今回裁決が出たダム本体（約3万平方メートル）と貯水池（約9万平方メートル）の用地は家屋13世帯を含むため、交渉はさらに難航必至だ。県が掲げるダムの完成目標年度は22年度。このまま住民が住み続ければ、中村法道知事はいずれ行政代執行の判断を迫られることになる。

県用地課によると、1998年度から昨年度までに県の事業計81件について、県収用委員会に裁決申請したが、このうち行政代執行に至ったのは2例だけ。1例は立木の伐採で、もう1例は07年、佐世保市内の県道を整備する際に住居1世帯を立ち退かせたという。いずれにせよ、石木ダムで行政代執行されれば、県にとって前例のない規模となる。

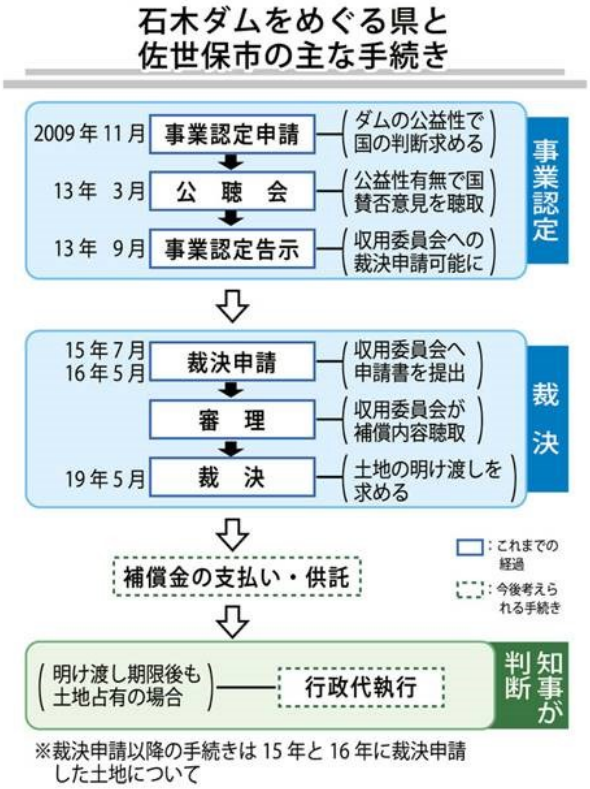

ダム反対運動に詳しい呉工業高等専門学校（広島県）の木原滋哉教授は「（実際に行政代執行をすれば）聞いたことがない規模。居住者がいていろいろな意見がある中で代執行をすれば反発を招くだけだ」と懸念を示した。

石木ダムの強制収用の裁決に地権者からは怒りの声（テレビ長崎 2019年5月23日）

東彼・川棚町の石木ダム建設をめぐり、県の収用委員会が建設に反対する地権者が暮らす土地や家屋の強制収用を認める裁決を21日出しました。

地権者側は強く反発し抗議の座り込みを続けています。

川棚町の石木ダム建設予定地では23日朝もダム建設に反対する抗議の座り込みが行われました。

石木ダム建設予定地の地権者「腹が立ちますね。ダムをつくるには行政代執行するしかないのに、収用委員会の裁決で苦しめてこの苦しみは長年、続いている」

県と佐世保市は佐世保市の水不足解消などのため石木ダムの建設工事を進めています。

しかし建設に反対する地権者の理解は得られておらず、県からの申請を受けた収用委員会は、21日、土地の強制収用を可能にする「裁決」を行いました。

収用される土地には家屋が建つ場所も含まれていて、明け渡し期限は建物がない土地は2019年9月、建物がある土地は11月だということです。

収用委員会は5月中に裁決書を発送し6月初旬には地権者の手元に届く予定だということです。

石木ダム差し止め訴訟の証言骨子「石木ダムの治水面の虚構」

嶋津暉之　　長崎地方裁判所佐世保支部　2019 年 7 月 17 日

１　石木ダムができても川棚川流域において１/100 洪水で溢れない範囲はほんの一部

1-1　計画上も石木ダム完成後に 1/100 に対応できるのは流域の 8.8%

長崎県は昨年 10 月の広報誌「つたえる県ながさき」で次のように説明している。

「Ｑ　川棚川の改修が完了すれば、石木ダムがなくても過去の洪水と同等の大雨を安全に流すことができるのでは？

Ａ　地域の安全を確保するために策定した川棚川の整備計画は、大雨により被害が想定される区域の人口や資産等を考慮して、概ね 100 年に一度の大雨に対応した内容となっており、安全を確保するためには、石木ダムが必要です。」

100 年に一度の大雨のために石木ダムが必要という説明であるが、実際には石木ダムができても川棚川流域において１/100 洪水で溢れない範囲は計画上も一部でしかない。

石木ダムは右図のとおり、川棚川のかなり下流の左岸側から流入する石木川の中流に造られることになっているので、その効果が及ぶ範囲はかなり限られている。川棚川の流域面積 81.44 ㎢のうち､石木ダムより下流にあるのは 7.14 ㎢で､8.8%に過ぎない。

川棚川流域における石木ダムの位置図

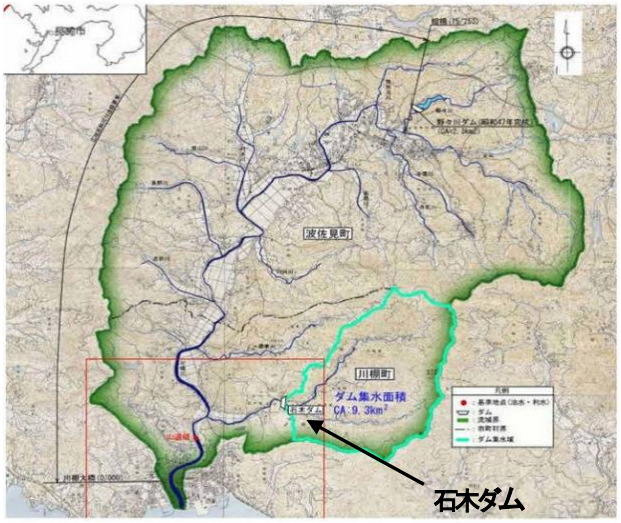

1-2　河口部から川棚大橋までの最下流約１ｋｍの港湾管理区間は堤防整備の計画がない

しかも、石木ダム下流域でも 1/100 の大雨で溢れる可能性が高いところがある。その一つは、河口部から川棚大橋までの最下流約１ｋｍの区間である。右の写真のとおり、岸壁すれすれのところに家々、建物が立ち並んでおり、多少なり大きな洪水が来れば、氾濫しそうな状態になっている。この区間の現況堤防高は左岸、右岸とも計画堤防高を大幅に、１～２ｍも下回っているところが多い。

ところが、この区間は河川管理者ではなく、港湾管理者の管理区間ということで、堤防整備の具体的な計画がない。石木ダム検証の整備計画にも入っておらず、放置されることになっている。

（写真１）川棚川最下流部左岸の低い堤防と立ち並ぶ建物
（２０１８年７月１日撮影）

1-3　川棚川下流部市街地の公共下水道計画区域は１/10 の雨で計画

川棚川下流部市街地は公共下水道の計画区域になっているが、その大半は低地であって、低地は、川棚川からの氾濫がなくても、内水氾濫で溢れるところが多い。内水氾濫とは、河川からの越流ではなく、そこで降った雨がはけきれずに溢れる現象であり、低地を抱える都市の多くは大雨が降っ

た時の内水氾濫が深刻な問題になっている。
この区域の下水道事業を進めているのは川棚町であるが、その下水道計画は１/10 の雨の規模で計画されているから、１/100 の大雨が降れば、内水氾濫で氾濫する可能性が高い。

1-4　川棚大橋下流の港湾管理区間と、川棚町低地部の内水氾濫域を除くと、石木ダム完成後に1/100 に対応できるのは流域のほんの一部

上述のように川棚川流域において石木ダムで対応できるのは計画上も 8.8%にすぎないが、その中には上記の川棚大橋下流の港湾管理区間や、川棚町公共下水道計画区域の低地部の内水氾濫域が含まれていて、１/100 の大雨が降れば、それらの地域は溢れる可能性が高く、それらも除くと、8.8%の半分程度になる。
石木ダムとはこのように川棚川流域のほんの一部にしか効果がないものであるから、つくる必要性が乏しいものである。

２　川棚川治水計画では石木川合流点下流は 1/100 で計画されているが、この 1/100 は恣意的に設定されたものであり、科学的に検証すれば 1/50 が正しく、石木ダムは不要

2-1　川棚川治水計画の計画規模 1/100 の求め方：原始河道の氾濫計算結果を使用

長崎県は県内の河川の計画規模を決める際の評価指標を定めている。各河川について 1/100 規模の洪水が来た時の氾濫計算を行い、氾濫面積、氾濫区域内の宅地面積、人口、資産額、工業出荷額の５項目を計算し、その５項目の数字をこの評価指標に当てはめ、５項目の過半数以上の項目が当てはまる計画規模を選択することにしている。
川棚川については長崎県が昭和 50 年河道だとする原始河道を前提に氾濫計算を行った結果、５項目のうち、４項目が 1/100 の数字に該当するということで、1/100 の計画規模が選択されている。

2-2　川棚川の原始河道（昭和 50 年当時の河道）はフィクション

この原始河道の流下能力は極めて低く、１/５規模の洪水でも溢れる区間が多数ある。長崎県は原始河道を石木ダム事業が立ち上がった昭和 50 年当時の河道としているが、昭和 50 年当時、このように流下能力が著しく低ければ、昭和 50 年以前、そして昭和 50 年からしばらくの間、現況河道に近くなるまでの間は数年おきに氾濫が起きるはずだが、長崎県による川棚川の洪水被害の実績表を見ると、昭和 23 年から平成 2 年まで合計４回の氾濫にとどまっている。原始河道から予想される頻繁な氾濫は川棚川では起きていない。
さらに、原始河道の川幅を昭和 50 年当時の航空写真から読み取れる川棚川の川幅と比べると、明らかに異なっており、実際の川幅は原始河道の川幅の 1.5～２倍程度ある。
このように長崎県が昭和 50 年当時の河道だとする原始河道は現実に存在した河道ではなく、県が創作した河道なのである。狭い河道を創作して氾濫計算による氾濫の規模を大きくしたのである。

2-3　現況河道を前提にして氾濫計算を行えば、計画規模は 1/50 になり、石木ダムは不要に

長崎県が原始河道を創作して氾濫計算を行った理由は石木ダムの必要性をつくり出すことにある。計画規模を決めるための氾濫計算はその時の現況河道を使うのは当然であるが、現況河道を使うと、評価指標の５項目の数字がかなり小さくなり、長崎県の計画規模決定の評価指標に当てはめると、５項目のうち、３項目が計画規模 1/50 の指標に該当して、計画規模は１/50 が妥当となる。
しかし、計画規模が１/50 であると、石木ダムが不要になってしまう。長崎県は石木ダムの必要性をつくりだすために、昭和 50 年当時の河道だとする原始河道を創作して、氾濫計算を行ったのである。

３　川棚川の計画規模１/100 を前提としても、治水目標流量の計算の誤りを修正すれば、石木ダムは不要に

3-1　１/100 を前提とした治水目標流量 1400 ㎥／秒は佐世保観測所の毎時雨量×0.94 から計算

以上のとおり、川棚川の治水対策の計画規模１/100 は誤りであり、正しく１/50 に修正することによって、石木ダムは不要のものとなるが、１/100 を前提とした川棚川の治水目標流量（基本高水流量)、山道橋 1400 ㎥／秒の計算過程にも基本的な誤りがある。

1978 年までは川棚川流域内には毎時の雨量を測る観測所がなかったので、長崎県は過去のデータから 0.94 の回帰係数を求め、佐世保観測所の毎時雨量×0.94 を川棚川流域の毎時雨量としている。しかし、佐世保観測所は川棚川とは約 15 ㎞も離れており、川棚川流域の雨量を必ずしも表しておらず、かなり異なることがある。

3-2　治水目標流量 1400 ㎥／秒の計算の元になった昭和 42 年 7 月洪水は川棚川流域の雨量が佐世保観測所の雨量よりかなり小さかった

川棚川の治水目標流量、山道橋 1400 ㎥／秒は、昭和 42 年 7 月洪水の佐世保観測所の雨量×0.94 をベースにして求められているが、当時の雨量を川棚川流域にある日雨量観測所（上波佐見、川棚）の観測値でチェックすると、川棚川流域の雨量は佐世保観測所の雨量×0.94 よりかなり小さかった。当時、佐世保では大きな洪水となったが、川棚川流域は佐世保に比べると、雨量が小さく（0.53 倍)、特に下流部、石木ダム予定地付近の雨量は小さかった（0.37 倍)。

3-3　昭和 42 年 7 月洪水の計算を棄却すると､治水目標流量は 1400 ㎥／秒よりかなり小さくなり、石木ダムは不要に

昭和 42 年 7 月洪水は川棚川流域の雨量が佐世保観測所の雨量よりかなり小さかった典型的な例であり、この昭和 42 年 7 月洪水をベースにして治水目標流量を求めることは誤りである。この昭和 42 年 7 月洪水の計算結果を棄却すると、治水目標流量は毎秒 1400 ㎥よりかなり小さくなり（昭和 23 年 9 月洪水からの計算結果 1128 ㎥／秒)、石木ダムは不要となる。

このように、昭和 42 年 7 月洪水をベースにした川棚川の治水計画は佐世保の雨の降り方でつくられたものであり、川棚川流域の雨の降り方はそれよりかなり小さかったのであるから、石木ダムが必要だとする川棚川の治水計画は虚構の上につくられていることになる。

４　長崎県が示す治水目標流量が石木ダムのない状態で流下した場合も川棚川は溢れない

以上のとおり、川棚川の治水計画は、計画規模 1/100 の選択が誤りであるだけでなく、1/100 を前提とした治水目標流量の計算にも誤りがあり、そのどちらかを正すだけで、治水目標流量はかなり小さくなって、川棚川の河川改修後の流下能力を十分に下回る値になり、石木ダムは不要となる。

右図は長崎県が示す治水目標流量（基本高水流量）が石木ダムのない状態で流下した場合の川棚川の

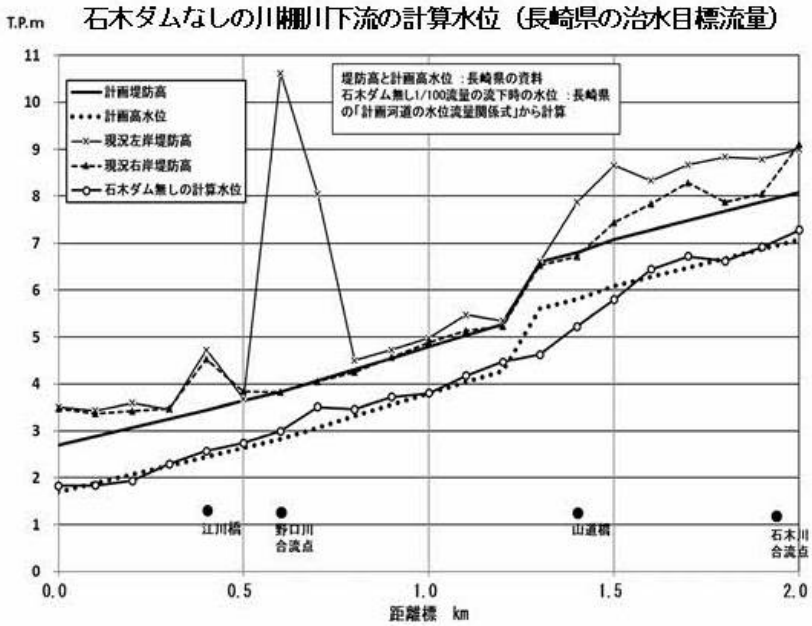

水位を計算して堤防高等の関係を見たものである。長崎県は１/100 の雨が降ると、石木ダムがなければ、川棚川下流部で洪水が溢れて危険だと宣伝しているが、この図を見ると、この規模の洪水が流下しても、計画堤防高より低い水位にとどまっており、溢れるわけではない。堤防高の余裕が小さいところでも、計算水位は堤防高より 50 ㎝低い。

河川整備計画で定めた余裕高１ｍを確保できないところがあるので、危険だというのが長崎県の主張であるが、あくまで余裕高の範囲の話であり、実際に氾濫する危険性があるわけではない。

河川管理施設等構造令には、内水による氾濫の予想される河川において、余裕高のための盛土がかえって内水被害を助長すると考えられる場合は、余裕高を 0～0.6ｍとする場合が少なくないと書かれており、余裕高を柔軟に考えるべきである。そのことだけでも石木ダムは不要となる。

５　石木ダムは費用便益比計算の恣意的な設定を改めれば、費用便益比が１を大きく下回り、見直しすべき事業になる

5-1　石木ダムの費用便益比 1.25 の内訳をみると、洪水調節の川棚川下流分はわずか 0.12

ダム等の公共事業は３～５年おきに再評価が行われ、事業継続の是非が判断されることになっている。その再評価で最も重要な評価項目は費用便益比、Ｂ／Ｃである。Ｂ／Ｃが１を超えていれば、事業継続が妥当となり、Ｂ／Ｃが１未満であれば、その事業は見直しの対象となる。

長崎県が平成 27 年度に行った石木ダムの費用便益比の計算結果は 1.25 であり、事業継続が妥当となっている。しかし、この 1.25 の内訳をみると、洪水調節の便益分が 0.42、不特定利水の便益分が 0.79 で、両者の比は１対２であり、洪水調節の便益分が意外と小さい。

不特定利水とは「流水の正常な機能の維持」とも言うが、石木ダムの貯水容量のうち、川棚川の既得利水や河川の機能維持のために渇水時の補給に使う容量を意味している。

洪水調節の便益 0.42 の内訳をみると、川棚川下流が 0.12、石木川が 0.30 である。石木ダムの主目的は、川棚川本川下流部を氾濫から守ることにあるはずだが、その分の洪水調節の費用便益比はわずか 0.12 しかないのである。

ダムよりも河道整備の効果が大きいので、このような数字になっている。この数字は川棚川本川への石木ダムの効果がその程度の意味しかないことを物語っている。

5.2　不特定利水の便益計算の問題点：便益がダム完成前に発生するという非現実的な仮定

不特定利水の便益の計算には基本的な問題がある。特に問題であるのは、便益がダム完成までに発生するとする現在価値化計算である。便益がダム完成までの過程で発生するとする現在価値化の計算で便益の値を大きくしている。

現在価値化とは費用便益比計算独特のもので、社会的割引率（貨幣価値の変動率を示す指標）を 4%として、将来発生する金額を低く、過去に発生した金額を高く評価するものである。

現在価値化の計算で洪水調節の便益はダム完成後に発生するとしているので、計算後は計算前の 0.33 倍になっているが、一方、不特定利水の便益はダム完成前に発生するとしているので、現在価値化の計算で 1.35 倍になっている。

しかし、ダムの便益はあくまでダム完成後に発生するものであって、ダム完成前に便益が発生するとするのは現実と遊離した仮定である。

5-3　不特定利水の便益計算の問題を改めると、石木ダムの費用便益比は１を大きく下回る

不特定利水の便益計算の問題のうち、現在価値化計算の問題を是正し、便益がダム完成前ではなく、ダム完成後に発生するという至極当然の前提をおいて現在価値化の計算を行うと、石木ダムの費用便益比は 0.66 となる。

石木ダムの費用便益比が実際には１を大きく下回っているのであるから、石木ダムは継続が妥当な事業ではなく、見直すべき事業となる。

国会公共事業調査会（仮称）準備会の活動について

水源連事務局　西島和

公共事業をチェックするための制度として、環境影響評価制度や、公共事業評価制度が整備されてきました。しかし、これらの制度は「事業を見直すべきという意見」（異論）を適切に考慮するしくみがないため、ひととおりの手続きをふみさえすれば、「環境への配慮がない・不十分な事業」「事業の必要性・効率性を欠いた事業」でも推進してよい、となってしまっています。

ダム問題に取り組んでいると、次から次へと問題点が明らかになって、なかなか法制度そのものの改善に取り組むのはしんどいところもあるのですが、他方で、異論を徹底的に排除する現在の政権のもとだからこそ、中長期的な視点で法制度の改善に取り組む必要があるように思います。

このような観点から、公共事業改革市民会議と公共事業チェック議員の会のメンバーで、「国会公共事業調査会（仮称）準備会」（以下「準備会」）をたちあげ、昨年４月から不定期に活動しています。

今年は２月から５月まで、毎月１回、研究会や意見交換、院内集会を行ない、参院選後、活動を再開する予定です。準備会の当面のテーマは、環境影響評価制度、公共事業評価制度の改善です。これらの制度に「実効的な参加」、つまり、市民が提出した意見が適切に考慮されなければ、公共事業に関する意思決定を争うことができるようなしくみを構築することをめざしています。衆議院議員初鹿明博事務所のご高配により、国会図書館や衆議院法制局のご協力もいただくことができています。

５月の第７回では院内集会をもち、水源連共同代表の嶋津暉之さんが公共事業評価制度の課題について、長崎県石木ダムの例などを紹介しながら指摘し、改善案を提案しました。また、（公財）日本野鳥の会の葉山政治さんから、環境影響評価制度を抜本的に改正し、意思決定のより早い段階で、実効的な参加ができるような制度（戦略的環境影響評価）を実現する必要があるとの提案がありました。

今後、これらの提案を具体化しつつ、その「立法事実」を示す中で、個別の公共事業の不合理な点を指摘していくことになると思います。

準備会の開催予定については、フェイスブックページで発信しています。ご注目、ご参加くださいますようお願いします。　https://www.facebook.com/kokyojigyoshift/

治水問題のパンフレット「ダム依存は危ない」

2018 年 7 月の西日本豪雨では、野村ダム・鹿野川ダムの放流が愛媛県・肱川の大氾濫を引き起こし、多くの家々を水没させ、人命をも奪いました。

ダム建設に河川予算を集中し、河川改修を疎かにする歪んだ河川行政が引き起こした大水害でした。

また、2015 年 9 月の鬼怒川水害では上流に巨大ダムが 4 基もありましたが、その洪水調節効果は下流部では大きく減衰し、大氾濫が起きました。

鬼怒川の氾濫もダム建設ばかりに力を入れ、下流部の無堤防地区を放置し、決壊の危険がある堤防の改善を怠ってきたことによるものです。

このようにダム建設に傾注する現河川行政の危うさを訴えるため、パンフレット「ダム依存は危ない」を八ッ場あしたの会、鬼怒川水害検討会議、水源開発問題全国連絡会の 3 団体がパタゴニア環境助成金で作成しました。

水源連だよりの本号に同封したパンフレット「ダム依存は危ない」をお読みください。

Ａ４で４ページの範囲に収める必要がありましたので、進めるべき治水対策は二つに絞って記述しました。

堤防の決壊を防ぐ安価な耐越水堤防工法の普及と、氾濫の危険性のある地域の建築規制・立地規制（滋賀県「流域治水の推進に関する条例」）です。

進めるべき治水対策はほかにもありますが、それらはパンフレットの第二弾で取り上げます。第二弾では都市部の住民にとって身近な問題である内水氾濫問題なども扱ったパンフレットを作る予定です。

パンフレット「ダム依存は危ない」を活用していただければ幸いです。

パンフレットをもっと必要な方は水源連事務局までご連絡ください。送料着払いになりますが、ご要望の部数をお送りいたします。

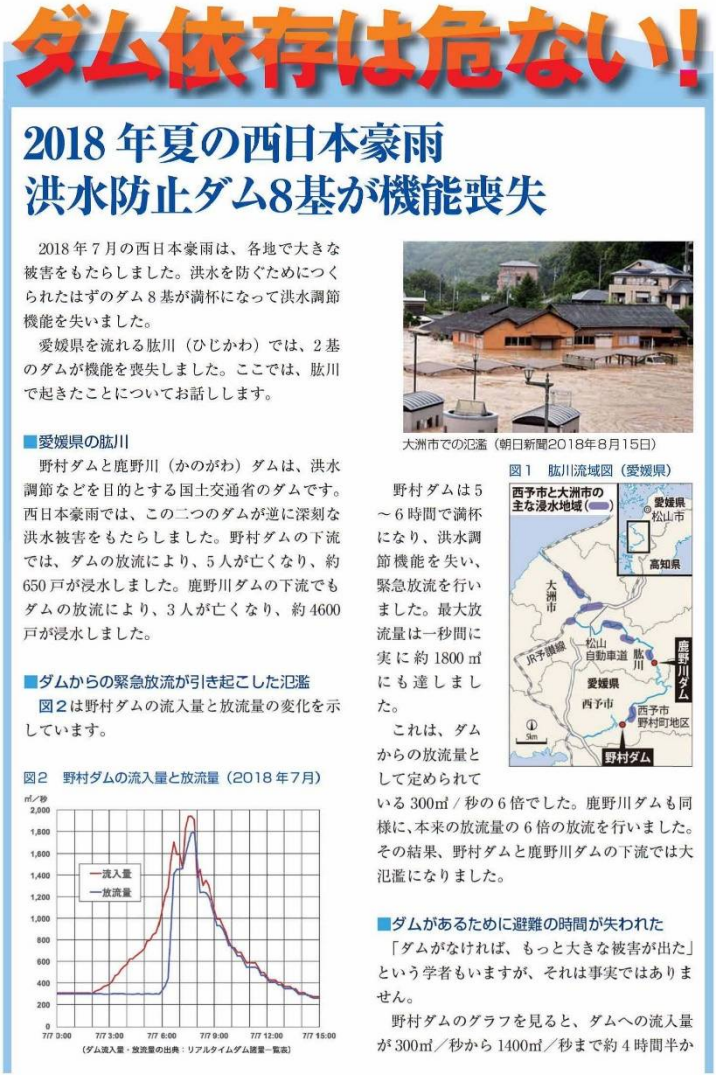

ダム依存は危ない！

2018 年夏の西日本豪雨
洪水防止ダム8基が機能喪失

2018 年 7 月の西日本豪雨は、各地で大きな被害をもたらしました。洪水を防ぐためにつくられたはずのダム 8 基が満杯になって洪水調節機能を失いました。

愛媛県を流れる肱川（ひじかわ）では、2 基のダムが機能を喪失しました。ここでは、肱川で起きたことについてお話しします。

■愛媛県の肱川

野村ダムと鹿野川（かのがわ）ダムは、洪水調節などを目的とする国土交通省のダムです。西日本豪雨では、この二つのダムが逆に深刻な洪水被害をもたらしました。野村ダムの下流では、ダムの放流により、5 人が亡くなり、約 650 戸が浸水しました。鹿野川ダムの下流でもダムの放流により、3 人が亡くなり、約 4600 戸が浸水しました。

■ダムからの緊急放流が引き起こした氾濫

図２は野村ダムの流入量と放流量の変化を示しています。

図２　野村ダムの流入量と放流量（2018 年7月）

（ダム流入量・放流量の出典：リアルタイムダム諸量一覧表）

大洲市での氾濫（朝日新聞2018年8月15日）

図１　肱川流域図（愛媛県）

野村ダムは 5 ～ 6 時間で満杯になり、洪水調節機能を失い、緊急放流を行いました。最大放流量は一秒間に実に約 1800 ㎥にも達しました。

これは、ダムからの放流量として定められている 300㎥ / 秒の 6 倍でした。鹿野川ダムも同様に、本来の放流量の 6 倍の放流を行いました。その結果、野村ダムと鹿野川ダムの下流では大氾濫になりました。

■ダムがあるために避難の時間が失われた

「ダムがなければ、もっと大きな被害が出た」という学者もいますが、それは事実ではありません。

野村ダムのグラフを見ると、ダムへの流入量が 300㎥／秒から 1400㎥／秒まで約 4 時間半か

西日本豪雨災害のその後　愛媛県・肱川のダムと被災地

１　鹿野川ダムの新放流設備が完成

昨年７月の西日本豪雨で野村ダムとともに、ダムからの緊急放流により、肱川の大氾濫を引き起こした鹿野川ダムの新放流設備がほぼ完成し、3 月 12 日に試験放流が行われました。〔注〕野村ダム、鹿野川ダムとも国土交通省の直轄ダムです。

新放流設備のトンネル洪水吐は、現在の放流ゲートより 23 メートル低い位置に設置され、毎秒 600 ㎥の放流能力があって、洪水調節容量はこれまでの 1650 万㎥から 2390 万㎥に増加しました。

しかし、昨年の西日本豪雨の前にこの改造が終わっていれば、緊急放流を避けることができたかというと、決してそうではありません。

昨年７月の鹿野川ダムの貯水量の変化をみると、右図のとおり、鹿野川ダムは事前放流を行って（発電用の放流管（最大毎秒 28 ㎥）を使用)、貯水量を豪雨直前は 750 万㎥に落としていました。有効貯水容量が 2980 万㎥ですから、差し引き 2230 万㎥の空き容量が確保されていました。改造後の 2390 万㎥と大差がありません。したがって、改造後であっても、昨年の緊急放流は避けられませんでした。

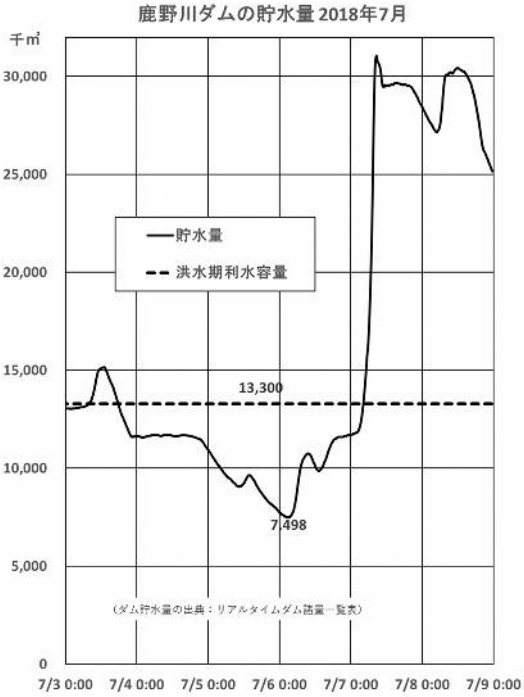

さらに問題とすべきことは肱川ではこの鹿野川ダム改造に 487 億円の公費が投じられ、また、山鳥坂ダムの建設が優先され、その結果、肱川の無堤防地区の河川改修がなおざりにされてきたことです。

肱川ではダム優先の治水行政が昨年７月の大氾濫を引き起こしました。

愛媛・鹿野川ダムで新放流設備が完成　西日本豪雨で氾濫の肱川上流（毎日新聞 2019 年 3 月 12 日）

（写真）大量の水を二筋で放流するトンネル洪水吐（手前)。奥はダム堰堤（えんてい）上部から放水するクレストゲート＝愛媛県大洲市肱川町山鳥坂の鹿野川ダムで 2019 年 3 月 12 日、中川祐一撮影

昨年７月の西日本豪雨で氾濫した肱川（ひじかわ）上流にある鹿野川ダム（愛媛県大洲市肱川町山鳥坂）で、新しい放流設備「トンネル洪水吐（ばき)」がほぼ完成し、12 日に試験放流があった。豪雨では大規模放流後に氾濫が起きたが、従来より低い貯水位から放流することで約 1.4 倍の洪水調節容量を確保でき、治水能力向上が期待される。

トンネル洪水吐は、ダムの貯水池と下流の河川をトンネルでつないだ放流設備。ダム上部のゲートの 23 メートル下にトンネルを設けることで、従来よりも約 5 メートル低い貯水位から洪水調節が可能になる。洪水調節容量はこれまでの 1650 万トンから 2390 万トンと約 1.4 倍に増えるという。6 月中旬の出水期までに操作規則を改定した上で運用を開始する予定で、国管理ダムでの運用は全国初になるという。

ダムを管理する国土交通省四国地方整備局山鳥坂ダム工事事務所の小長井彰祐所長は「洪水が来る前に（より多くの）放流が可能になり、ダムにためられる容量が増える。洪水被害が起こらないようにしたい」と話した。【中川祐一】

２　野村ダムと鹿野川ダムの新操作規則

昨年７月の西日本豪雨でダムからの緊急放流により大規模な氾濫を引き起こした野村ダム・鹿野川ダムについて両ダムの操作規則を変更することを四国地方整備局が 4 月 16 日に発表し、その規則案について意見募集を行ったうえで、6 月 7 日から新操作規則の運用を始めました。その概要は下記のＵＲＬで見ることができます。
「山鳥坂ダム工事事務所 野村ダム管理所　令和元年６月７日「野村ダム・鹿野川ダムの操作規則を変更しました。」http://www.skr.mlit.go.jp/nomura/houdou/shiryou/kisya94.pdf
新しいダム操作規則では西日本豪雨が再来しても、被害を大幅に減らせることになっていますが、本当にそうなのか、内容をよく検証する必要があります。
新しい操作ルールは 1995 年まで使われていた大洪水用の旧操作規則に近いものです。肱川下流は河道整備が非常に遅れていて、大洪水用の旧操作規則では氾濫を引き起こすので、1996 年に中洪水用の操作規則に変わりました。
その操作規則で昨年７月に緊急放流が行われましたが、四国地方整備局は昨年 11 月に、旧操作規則でも放流量が大きくは減らなかったという発表をしています。
それが今回の発表では被害が大幅に減るというのですから、首を傾げざるを得ません。

豪雨で緊急放流の２ダム　新操作で「被害大幅減」（朝日新聞 2019 年 4 月 19 日）

（写真）ほぼ完成した鹿野川ダムのトンネル洪水吐（左）。写真右上の鹿野川ダムから水を抜くことができる＝2019 年 4 月 12 日、愛媛県大洲市、大川洋輔撮影

昨年７月の西日本豪雨で緊急放流した鹿野川ダム（愛媛県大洲市）と野村ダム（愛媛県西予市）について、管理者の国土交通省が両ダムの新しい操作ルールの案を示した。鹿野川ダムで豪雨に備えて事前に水を抜く「トンネル洪水吐（こうずいばき）」が完成することを受けたルール変更となる。西日本豪雨では両ダムとも満水に近づいて緊急放流し、その後に肱川が氾濫（はんらん）したが、同規模の豪雨が来ても浸水被害は大幅に軽減されるという。
鹿野川ダムは水門の位置などの構造上、水位を一定の高さ以下に下げることができないが、トンネル洪水吐は水門より低い位置にあるため、大雨が予想される際は事前にダムの水位を現在の限界よりも下げることができる。国交省によると、洪水吐を運用すれば、現在の１・４倍の洪水調節容量を確保して洪水に備えられるようになる。
国交省が示した新ルール案では、昨年の豪雨規模の雨が降った場合でも、最も早く浸水が始まる下流の菅田地区で、浸水世帯数が 460 世帯（実績値）から 330 世帯に減る。浸水が始まるのも遅らせられる。
菅田地区に続いて浸水が始まると予想される東大洲地区では、豪雨後に暫定堤防がかさ上げされたこともあり、浸水世帯数は大幅に減少。浸水開始も遅らせられるという。
鹿野川ダムの上流にある野村ダムの新ルール案は、現行に比べると、野村ダムに入ってき

た水を、洪水初期の段階でより早く、より多く、下流の鹿野川ダムに流すという内容。これによって、野村地区の浸水世帯数も650世帯（実績値）から40世帯に減るという。

この操作変更は、鹿野川ダムで新たに増えた洪水調節容量の一部を、実質的に野村ダムのために使うものだ。鹿野川ダムに水を受け持ってもらうことで、洪水時に野村ダムの容量をより長い時間確保できる。国交省は豪雨の検証会合などで、鹿野川ダムの容量拡大に合わせて「肱川流域全体に恩恵があるように」として野村ダムのルール変更の方針を示していた。今後住民説明会を開くなどして、遅くとも出水期（6月16日から）までには２ダムで新ルールを運用する。

国交省によると、仮に野村ダムの操作ルールを変えなければ、中小規模洪水時には鹿野川ダム下流の大洲市菅田地区での浸水世帯数をさらに減らせるケースもあった。鹿野川ダムの容量の一部を実質的に野村ダムのために使う今回のルール変更は、「利害対立」（国交省）がある両市にとって「折衷案」に落ち着いた。

野村ダムの現行ルールでは、流入量が毎秒300トンを超えると、放流量はしばらく毎秒300トンで維持されるが、新ルール案では、流入量が300トンを超えても300トンに一定割合を加えた量を放流する。早い段階でより多くの水を下流に流すことで、西日本豪雨の時のような大量放流による西予市野村地区の浸水を避ける狙いがある。

ただ、この運用自体は鹿野川ダムにより早く水がたまることになり、鹿野川ダム下流の大洲市にとっては被害軽減につながらない。鹿野川ダムの容量拡大によって大洲市では浸水世帯数が減る見込みだが、菅田地区ではその減り幅が場合によっては小さくなる。

西予市幹部は「災害もあったので、全部とは言わないが、新たにできた容量の何割かは西予市内のために使わせてほしい」と市の立場を説明する。大洲市幹部は「上流（西予市）も下流（大洲市）も『浸水を一軒でも少なくしてくれ』と言い合ったら収拾がつかない」と述べ、野村ダムの新ルール案に理解を示した。（大川洋輔）

■ダム操作変更による西日本豪雨の浸水世帯数

	現行ルール	新ルール案
西予市野村地区	650	40
大洲市肱川地区	160	50
大洲市菅田地区	460	330
大洲市東大洲地区	3020	220

国交省のシミュレーションに基づく。東大洲地区の現行ルールの値は、実績値に豪雨後の暫定堤防かさ上げ効果を反映したもの

３　被災地の現状

野村ダム・鹿野川ダムの放流により、甚大な被害を受けた西予市・大洲市の人々は地域の将来が見えない日々を送っています。次の記事は西予市野村町の現状についての報告です。

移転か残るか、見えない地域の将来　豪雨の被災地（朝日新聞 2019年6月30日）

甚大な被害をもたらした昨夏の西日本豪雨。住民５人が犠牲になった西予市野村町の野村地区では、氾濫（はんらん）した川の濁流が商店街や民家を襲った。原形はとどめていても住むことができない家屋が今も残り、解体が進む。行政の支援を受けて移転を決断する住民がいる一方、地域に残る選択をした人もいる。

「大勢の人がここにうちの店があることを知っている。地域は寂しくなるが、自宅も６年前に建てたばかり。生きている間は動きようがない」。畳店を営む小玉恵二さん（60）は言う。

昨年７月７日の午前７時前。地域を流れる肱川から濁流があふれ出した。

小玉さんは妻の由紀さん（60）と車で高台を目指した。しかし、水に行く手を阻まれ、車を捨てて目の前の２階建て民家に駆け込んだ。近くに住む義母のユリ子さん当時81）と携帯電話がつながった。「家の外が水でいっぱいで出られない」。ユリ子さんとの連絡はその

後、途絶えた。

水位の上昇は続き、小玉さん夫妻は２階の屋根にはい上がった。周囲の家屋が目の前を流れていく「すさまじい光景」。水は屋根のひさし近くまで押し寄せ、その場に３時間ほどとどまった。水が引いた後、ユリ子さんは自宅の畳の下から見つかった。

畳店も隣接の自宅も、ぐちゃぐちゃだった。仕事の道具も機械も泥をかぶって使い物にならなかった。ユリ子さんを失った悲しみとともに、どう立て直せば良いのかと途方に暮れた。

被災直後、店内にたまった泥などをボランティアが片付けてくれた。滞った仕事は同業者が肩代わりしてくれた。代々続く畳店。再開しなければと気を取り直した。新しい機械や道具を補助金などでそろえ、約１カ月後に同じ場所で店の再開にこぎつけた。窓のサッシはコンパネで覆い雨風をしのぎながら仕事をした。

西日本豪雨では、約２キロ上流の野村ダムが大量の水を緊急放流し、一帯の水位が一気に上がった。今後も同様の浸水被害が発生するのではないかという不安を、住民の多くがぬぐえなかった。「この地域に住み続けられるのか」。豪雨から１カ月後の昨年８月初旬以降、こんな声が聞かれるようになった。

（写真）野村ダム（手前）の下流に広がる野村地区＝2019 年 6 月 18 日、愛媛県西予市野村町、朝日新聞社ヘリから、井手さゆり撮影

西予市は、約 60 戸が暮らしていた肱川沿いの一帯を「災害危険区域」に指定して建築制限をかけ、住民全員が他の地区に移る「防災集団移転促進事業」の検討を始めた。ただし、集団移転には住民全員の同意が必要。多くの住民は「水害が怖くて住めない」と、災害公営住宅など別の場所への移転を希望した。一方で、小玉さんを含む一部は「同じ場所で住み続けたい」との意向を示した。

国が一帯の河川改修を進める方針を固め、将来的に「災害危険区域」と言えなくなる可能性も出てきた。水害の不安はつきまとうが、「国も治水対策をしようとしている。逃げる用意は常に必要だが、たびたび起きるわけではないはず」と小玉さんは話す。

「防災集団移転促進事業」と並行して、市は昨秋、一帯の復興支援策として別の手法の検討も始めた。住民が移転した跡地を行政が買い取りやすくする国の小規模住宅地区改良事業や、移転先の家賃を市単独で補助する新規事業など、移転する住民に個別に対応しようというものだが、移転住民が相次げば、地域コミュニティーはバラバラになってしまう懸念もある。

豪雨災害から１年。地域の将来が見えないまま、とどまる選択をした小玉さんは言う。「義母は長い間、ここに住み、家を支えてきた。今の状況は悲しむだろうが、生きていたら同じ選択をしたと思う」（亀岡龍太）

◇

〈防災集団移転促進事業〉

住民の生命などを災害から守るため居住に適当でないと認められる区域内の住居の集団的移転を促す、国土交通省の事業。全員の合意が必要で、対象区域は建築基準法の災害危険区域になり、建築規制がかかる。公費で移転先の造成などをする。市町村の負担は国の補助金や交付税措置で６％に抑えられる。国交省によると、東日本大震災の被災地で多く適用されたが、水害の場合は住民の対応が分かれがちで、事業例は少ないという。

（編集　嶋津暉之）

西日本豪雨災害のその後　岡山県・小田川

１　中国電力・新成羽川ダムの事前放流

昨夏の西日本豪雨では岡山県・高梁川支流の小田川が大氾濫し、50 名を超える方が亡くなりました。水位が高まった高梁川が支流の小田川の流れをせき止める「バックウォーター現象」が起き、小田川の水位が上昇して小田川で決壊・溢水が起きました。

高梁川上流の成羽川に中国電力の新成羽川ダム（総貯水容量 1 億 2750 万㎥）があり、その放流の仕方が問題視されましたので、関西電力は技術検討会を設置し、5 月 20 日にその検討結果を発表しました。

中国電力　2019 年 5 月 20 日

新成羽川ダムの治水協力に関する検討結果について（岡山支社）

http://www.energia.co.jp/area/okayama/assets/info/2019/20190520_shinnariwa.pdf

大雨が予想される場合に事前放流を行って新成羽川ダムの水位を 6 月中旬から下げるというものです。昨年 7 月にこの事前放流が行われていれば、倉敷市酒津（小田川合流後の高梁川）の水位を 12 センチ下げられたと試算されています。

事前放流によって発電量が低下した場合の補償については、ダムを所管する国土交通省と協議を続けるとしています。

岡山・新成羽川ダムで 6 月中旬「事前放流」　中電、豪雨教訓に下流域浸水抑制

（山陽新聞 2019 年 5 月 21 日）

（写真）6 月中旬から大雨が予想される場合に事前放流する新成羽川ダム＝高梁市備中町地区

中国電力（広島市）は 20 日、高梁川水系にある岡山県内最大の新成羽川ダム（高梁市、総貯水量 1 億 2750 万立方メートル）で、大雨が予想される場合にあらかじめダム湖の水位を下げて貯水容量を増やしておく「事前放流」を 6 月中旬から行うと明らかにした。昨年 7 月の西日本豪雨を教訓に、下流域での浸水被害を抑制するのが狙い。発電目的の民間ダムが治水対策として事前放流するのは珍しく、中国四国以西では初めてという。

【新成羽川ダムの地図 】

この日、岡山市内で開かれた高梁川流域の 4 市（倉敷、総社、高梁、新見）の市長とダム、河川管理者による意見交換会で報告した。事前放流は、西日本豪雨で倉敷市真備町地区が甚大な浸水被害を受けたこともあり、4 市長が同

社に要請していた。

計画では、事前放流はダム上流域の合計雨量が 110 ミリを超えると予想される場合、降雨の 2 日ほど前から発電用の放流口を使って行う。これにより最大で東京ドーム 32 個分に相当する 4 千万立方メートル分の貯水容量を確保でき、大雨当日の放流量を減らせるという。

新成羽川ダムは西日本豪雨のピーク時に最大毎秒 2074 トンを放流した。この水量は同じ高梁川水系の上流にある岡山県管理の河本ダム（新見市、総貯水量 1735 万立方メートル）が実施した最大放流量の約 3 倍に当たる。中国電力は仮に新成羽川ダムで事前放流を行っていれば、高梁川の水位を総社市日羽で約 20 センチ、真備町地区に近い倉敷市酒津で約 10 センチ下げられたと試算している。

同社は今後、操作規程を見直し、事前放流できるよう国に承認申請する。事前放流によって発電量が低下した場合の補償については、ダムを所管する国土交通省と協議を続ける。

西日本豪雨では高梁川流域で浸水被害が相次ぎ、真備町地区は高梁川支流の決壊で町域の 3 割に当たる 1200 ヘクタールが水没し、51 人が亡くなった。

倉敷市の伊東香織市長は「治水に協力する決断を下した中国電力に感謝したい」と述べ、同社の吉岡一郎執行役員は「現段階で協力できる最大限の内容を示した。下流域の減災につなげたい」と話した。

２　小田川付け替え事業１９年夏着工

昨夏の西日本豪雨における小田川大氾濫の主因は高梁川に比べて、小田川の河床勾配がかなり小さいことで生じたバックウォーターによるものでした（高梁川約 1/900、小田川約 1/2200）。

小田川と高梁川との合流点を高梁川の下流側に付け替える事業がようやく始まりした。

小田川合流点を下流側に付け替えて小田川の河床勾配を大きくする計画が半世紀前からありましたが、見送られてきました。この付け替え工事が行われていれば、合流点の水位が 4.2 m も下がるので、昨年の豪雨で小田川が氾濫しなかった可能性が高いと考えられます。

小田川付け替えという氾濫回避の有効な対策があったにもかかわらず、その対策の実施を半世紀も先送りしてきた国土交通省の責任は重大です。

小田川付け替え事業１９年夏着工　倉敷で式典、２３年度末完成目標

（山陽新聞 2019 年 6 月 16 日）

西日本豪雨で堤防が決壊した小田川と高梁川との合流地点を付け替える事業の着工式が１６日、倉敷市で開かれた。小田川治水対策の柱となる事業で、2023 年度末の完成を目指して今夏に着工する。

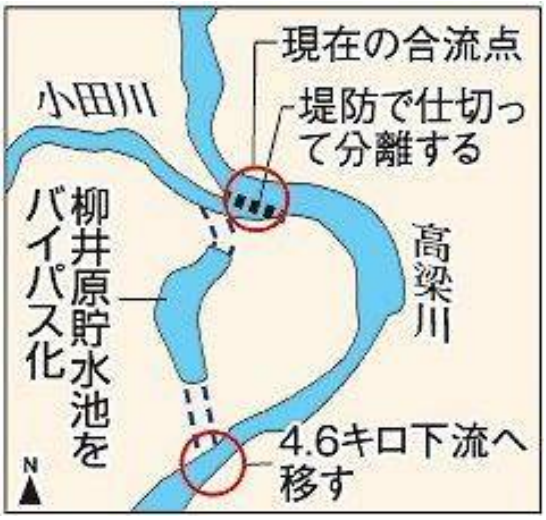

工事は、高梁川との合流地点を約４・６キロ下流に移すとともに、現在の合流箇所には新たな堤防を造り、小田川を柳井原貯水池（同市船穂町柳井原）を通過させて高梁川と合流させる。高梁川が小田川の流れをせき止める「バックウオーター現象」の影響を抑えて流れをスムーズにし、水位の低下を図って氾濫を防ぐ。

着工式は柳井原小（同所）であり、関係自治体の首長や国会議員、地元住民、工事関係者ら約 180 人が出席。国土交通省の大塚高司副大臣が「ハード対策の柱となる付け替え工事の

着手が復興元年の大きな一歩となることを願い、一日も早い事業の完成を目指して努力する」、伊東香織倉敷市長は「安心安全への願いが実現に向かう大きな一歩となる日。安全で着実な工事を進めてほしい」と述べた。代表者がくわ入れを行い、工事の無事を祈った。

国交省によると、山の掘削や堤防建設といった付け替え事業の本格着工に向けて現在、県道の迂回（うかい）路や工事用道路の整備、濁水処理施設の建設といった準備工事を進めている。国の河川激甚災害対策特別緊急事業費などを活用し、総事業費は約 380 億円を見込む。

付け替え事業は国交省が 10 年に計画を決定。18 年秋に着工、28 年度の完成を目指していたが、18 年 7 月に西日本豪雨が発生。10 年を予定していた工期を 5 年間に短縮した。

３　国の責任を追及する裁判への動き

昨夏の西日本豪雨の小田川氾濫について国の責任を追及する裁判の準備が進められています。

西日本豪雨 県内弁護士ら、住民に訴訟説明会　国の責任追及へ　／岡山

（毎日新聞 2019 年 6 月 16 日）

（写真）弁護団事務局長の賀川進太郎弁護士が方針を説明した水害訴訟説明会＝岡山県倉敷市の市玉島文化センターで、戸田紗友莉撮影

西日本豪雨での大規模な浸水被害について、国や自治体の責任を問う裁判の準備を進めている県内の弁護士らが 15 日、倉敷市玉島文化センターで訴訟説明会を開いた。

住民ら約 50 人が参加。弁護士らは、ダムの事前放流や小田川の付け替え工事が先送りにされてきたことなど河川管理が不十分だったとして国などの責任を追及していく方針を示し、訴訟費用や期間、損害の算出方法などについて説明。

参加者からは「裁判は復興への取り組みの一つ。復興に向けて活動する地域住民団体と連携を図るべきだ」などの意見が出た。

真備町地区の自宅１階が浸水し、現在は改修を終えた会社員の小川聡さん（67）は「訴訟に参加してこの水害が天災だったのか人災だったのかはっきりさせたい。二度と同じことが起きないようにしてほしい」と話した。

原告の対象は、倉敷市真備町地区または総社市下原地区で水害に遭った人、もしくはその家族。県内約 20 人の弁護士で「真備水害訴訟弁護団」を結成し、昨年から準備を進めている。

同様の説明会は 30 日に総社市民会館、７月９日に倉敷市民会館でも開く予定。問い合わせは賀川法律事務所（086・234・8977）。【戸田紗友莉】

（編集　嶋津暉之）

ソフト対策で危機的な渇水に対応することにした吉野川水系フルプラン

嶋津暉之

１　吉野川水系水資源開発基本計画の変更

水資源開発促進法に基づき、全国で６指定水系（利根川及び荒川、豊川、木曽川、淀川、吉野川、筑後川）の水資源開発基本計画（水需給計画）（略称フルプラン）が定められています。この６指定水系ではダム等の水源開発事業に対してフルプランが利水面での上位計画になります。なお、ダム等事業の治水面の上位計画は 1997 年の河川法改正前は各水系の工事実施基本計画、改正後は各水系の河川整備計画です。

従来の６指定水系のフルプランは目標年次が 2015 年度であって、期限切れのまま、放置されてきました。水資源行政のいい加減さを示すものです。

6 指定水系の中で、吉野川水系フルプランの変更が今年 4 月 19 日に閣議決定され、全面更新されました。新フルプランの内容は国土交通省ホームページの次のＵＲＬで見ることができます。

全国初！計画の抜本的見直しにより、リスク管理型の水の安定供給へ～「吉野川水系における水資源開発基本計画」の変更～

http://www.mlit.go.jp/report/press/water02_hh_000113.html

他の 5 指定水系も順次、フルプランの全面更新が同様に行われることになっていて、利根川及び荒川水系はその作業が 7 月から始まりました。

なお、6 指定水系の中で新規のダム等の水源開発の計画が現在ないのは、吉野川水系だけです。利根川・荒川水系では八ッ場ダム、思川開発、霞ヶ浦導水事業、豊川水系では設楽ダム、木曽川水系では木曽川水系連絡導水路、淀川水系では川上ダム、天ケ瀬ダム再開発、筑後川水系では小石原川ダムといった新規水源開発事業がありますが、吉野川水系では富郷ダムが 2000 年度に完成した後、新規の水源開発計画がありません。

２　国土交通省水資源部の組織維持のためのフルプランの変更

フルプランの役目はとっくに終わっています。もともとは水需要の増加に対応するため、必要なダム等の水源開発事業を法的に位置づけるために水資源開発促進法が制定され、各指定水系のフルプランがつくられました。しかし、1990 年代になって都市用水の需要の増加がストップし、減少傾向を示すようになると、フルプランの内容が大きく変わってきました。水需要が減少傾向になると、実績と乖離した予測を行うにも限度がありますので、ダム等の水源開発事業はより厳しい渇水年に対応するために必要という内容に変わってしまいました。そして、その後も水需要の減少傾向が続いていますので、これからつくるフルプランは既往最大渇水年を想定するということで、もっともっと厳しい渇水年を想定してつくられることになっています。

しかし、新しい吉野川水系フルプランを見ると、この既往最大渇水年では、国土交通省の計算によれば、かなりの水不足になります。その水不足をソフト対策（節水機器の普及、節水意識の啓発、用途をまたがった水の転用、地下水の保全と利用など）で乗り切るとしています。これを国土交通省はリスク管理型フルプランといっています。しかし、このようなソフト対策で大幅な水不足を乗り切ることができるならば、新規の水源開発事業は元々不要であったという話になり、フルプランをつくる意味がなくなっています。

それでも、各指定水系のフルプランの改定作業が行われようとしている理由はフルプランを延命して、国土交通省水資源部の組織を維持することにあります。

水需要の減少時代になってから、フルプランの役目はとっくに終わっているのですから、水源開発促進法とともに各指定水系のフルプランは廃止されるべきです。

吉野川水系フルプランには次に述べる（１）と（２）の特徴があります。

３　吉野川水系フルプランの特徴（１）　水需要を高位と低位で予測し、24%の開き

吉野川水系の水道用水の実績とフルプランの予測は下記の図 25 のとおりで、水道の一日最大取水量は最近 8 年間はやや漸減の傾向にあり、2015 年度は 6.95 ㎥／秒です。

一方、フルプランによる 2030 年度の一日最大取水量の予測値は高位推計が 8.18 ㎥／秒、低位推計が 6.24 ㎥／秒です。（県別の予測値は次頁の表（説明資料（２）－1 を参照）

この高位と低位の算定に用いた予測要素の想定値は下表（説明資料（１））のとおりです。人口、経済成長率、有収率、負荷率（一日平均給水量÷一日最大給水量）、利用量率（給水量÷取水量）のそれぞれについて高位と低位の値が想定されています。

一日最大取水量の高位推計は 2015 年度実績値に対して 18%増、低位推計は 10%減の予測です。

高位推計と低位推計の間で大きな差があるのですから、予測は気楽なところがあります。今後は人口の減少が必至で、節水機器の普及等で一人当たりの水量も減っていくので、低位推計の予測値が今後の実際の動向を示していると思いますが、このように大きな差がある高位推計と低位推計を示すことで、計画策定者の責任が問われないようにしています。

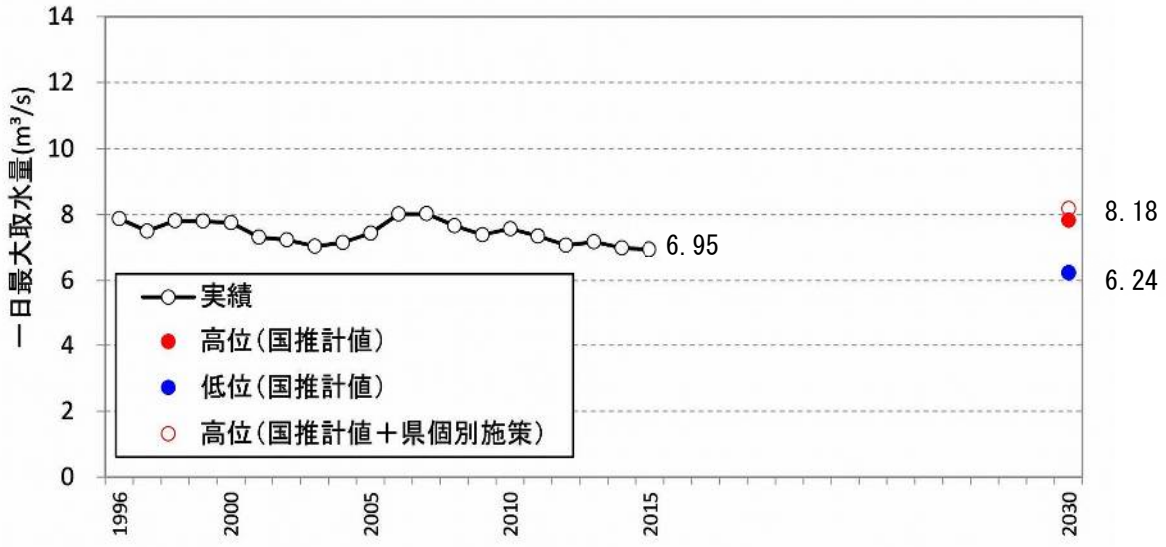

図-25　次期フルプランにおける水道用水取水量（吉野川水系計・指定水系分）

吉野川水系における水資源開発基本計画　説明資料(1)
〈水需要に影響を与える不確定要素の一覧〉

2015 年行政区域内人口　約 203 万人

【水道用水】

変動要因	高位推計に用いた想定				低位推計に用いた想定			
行政区域内人口	約187万人				約179万人			
	徳島	香川	愛媛	高知	徳島	香川	愛媛	高知
	約57万人	約88万人	約8万人	約34万人	約55万人	約84万人	約7万人	約33万人
経済成長率	マクロ経済シナリオ『成長実現ケース』 GNI(国民総所得)成長率:約2% GDP(国内総生産)成長率:約2%				マクロ経済シナリオ『ベースラインケース』 GNI(国民総所得)成長率:約1% GDP(国内総生産)成長率:約1%			
	地域経済傾向ケース(近年の地域経済実績の傾向より時系列傾向分析によって将来推計するケース)							
	近年10年間における最小値				近年10年間における最大値			
	徳島	香川	愛媛	高知	徳島	香川	愛媛	高知
有収率	85%	90%	84%	92%	87%	90%	85%	94%
負荷率	82%	86%	85%	88%	86%	90%	88%	91%
利用量率	96%	85%	95%	95%	98%	88%	98%	97%

吉野川水系における水資源開発基本計画　説明資料（２）－１
〈都市用水（水道用水及び工業用水）の県別・用途別需給想定一覧表(1)〉

【需要量】現況（2015年度）

2015年度(実績)	用途	水道用水				
	県名	徳島	香川	愛媛	高知	小計
吉野川水系への依存量（①）		3.33	2.92	0.52	0.18	6.95

【需要量】2030年度における需要の見通し

2030年度	用途		水道用水				
	県名		徳島	香川	愛媛	高知	小計
国推計値		高位	3.46	5.47	0.48	1.79	11.20
		低位	2.96	4.51	0.35	1.39	9.21
地域の個別施策による加減値		高位	0.14	－	0.22	－	0.36
		低位	－	－	－	－	－
合計（総量）		高位	3.60	5.47	0.70	1.79	11.56
		低位	2.96	4.51	0.35	1.39	9.21
	吉野川水系への依存量	高位（②a)	3.36	3.87	0.70	0.25	8.18
		低位（②b)	2.76	2.92	0.35	0.21	6.24
	他水系への依存量	高位	0.24	1.60	0.00	1.54	3.38
		低位	0.20	1.59	0.00	1.18	2.97

４　吉野川水系フルプランの特徴（２）　危機的な渇水はソフト対策で対応

上記のとおり、フルプランによる 2030 年度の一日最大取水量の予測値（吉野川水系）は高位推計が 8.18 ㎥／秒、低位推計が 6.24 ㎥／秒です。

吉野川水系における水資源開発基本計画　説明資料（２）－２
〈都市用水（水道用水及び工業用水）の県別・用途別需給想定一覧表(2)〉

【計画供給量】

2030年度	用途		水道用水				
	事業名＼県名		徳島	香川	愛媛	高知	小計
開発水量	新規	－	－	－	－	－	－
		小計	－	－	－	－	－
	既計画手当済み	早明浦ダム 注1	2.64	3.87	0.23	0.73	7.47
		富郷ダム	－	－	0.52	－	0.52
		小計	2.64	3.87	0.75	0.73	7.99
	その他事業	柳瀬ダム	－	－	0.12	－	0.12
		小計	－	－	0.12	－	0.12
	計		2.64	3.87	0.87	0.73	8.11
自流			0.70	－	－	－	0.70
地下水			1.04	－	－	－	1.04
その他			0.03	－	－	0.07	0.10
合計（吉野川水系からの供給量）			4.41	3.87	0.87	0.80	9.95
他水系からの供給量			0.24	2.92	－	2.17	5.33
総量			4.65	6.79	0.87	2.97	15.28

【供給可能量】

用途		水道用水				
供給可能量＼県名		徳島	香川	愛媛	高知	小計
供給可能量注2.,3.（10箇年第1位相当渇水時）	吉野川水系からの供給量	3.76	3.00	0.77	0.64	8.17
	他水系からの供給量	0.24	2.44	0.00	1.81	4.49
	総量	4.00	5.44	0.77	2.45	12.66
供給可能量注2.,4.（既往最大級渇水時）	吉野川水系からの供給量	2.63	1.29	0.71	0.31	4.94
	他水系からの供給量	0.24	2.23	0.00	1.08	3.55
	総量	2.87	3.52	0.71	1.39	8.49

これに対して、吉野川水系の供給量は上表（説明資料（２）－２）のとおり、9.95 ㎥／秒ですから、普段は十分な余裕が今後ともあります。しかし、10 年に 1 回の渇水年を想定すると、供給可能量は 8.17 ㎥／秒ですから、低位推計は余裕がありますが、高位推計は若干の不足になります。

そして、既往最大渇水年を想定すると、供給可能量は 4.94 ㎥／秒まで落ち込みますので、低位推計も高位推計も大幅な水不足になります。

この大幅な水不足を吉野川水系フルプランではソフト対策で乗り切ることにしています。

吉野川水系フルプランでは香川県を例にとって、危機的な渇水時の水需給バランスを右図で示しています。

香川県の 2030 年度の一日最大取水量（吉野川水系）

低位推計　2.92 ㎥／秒

高位推計　3.87 ㎥／秒

香川県の供給量（吉野川水系）

10 年に 1 回の渇水年　3.00 ㎥／秒

既往最大渇水年　　1.29 ㎥／秒

香川県だけを取り出すと、既往最大渇水年に大幅な水不足になります。低位推計を見ても、2030 年度の一日最大取水量 2.92 ㎥／秒に対して、供給量はわずか 1.29 ㎥／秒ですから、半分にもなりません。

これを次のソフト対策で乗り切るとしています。

【水供給の安全度を確保するための対策】

（需要面からの対策）

・節水機器の普及等の取組、節水意識の啓発

・用途をまたがった水の転用　等

（供給面からの対策）

・地下水の保全と利用

・雨水・再生水の活用促進

【危機時において必要な水を確保するための対策】

（危機時に備えた事前の対策）

・取水制限など平常時からの備えを柔軟に検討

・応急給水体制の整備

・「渇水対応タイムライン」の策定

・災害時の相互支援協定、ＢＣＰ（事業継続計画）の策定等

（危機時における柔軟な対応）

・早い段階から情報発信と節水の呼びかけ等

ここに書かれているソフト対策は渇水時にすでに実施されているものであって、特筆すべきものはありません。

吉野川水系では、このようなソフト対策で、危機的な渇水に対応することにしたのですから、ほかの水系でもそのようにすれば、ソフト対策で危機的な渇水で対応できるのであって、危機的な渇水への対応のために新規のダムが必要だという話は無用のものになります。

このように新規ダムが不要であることを示した今回の「吉野川水系における水資源開発基本計画」の変更を大いに参考にすべきです。

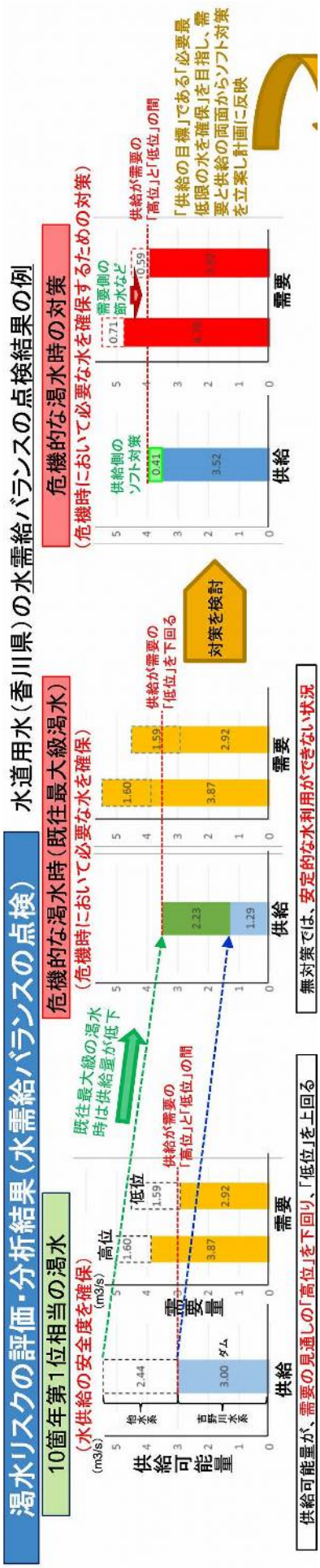

（「吉野川水系における水資源開発基本計画」の概要）

1,670 億円もかける荒川第二・第三調節池の事業は必要なのか
荒川には他に行うべき喫緊の治水対策がある

嶋津暉之

2017 年 3 月策定の荒川水系河川整備整備計画で既設の荒川第一調節池の上流側に荒川第二・第三・第四調節池をつくることになり、そのうち、荒川第二・第三調節池が 2018 年 3 月に新規事業として採択され、動き出しました。荒川第一調節池は洪水調節の機能のほかに埼玉県と東京都の水道用水の貯水機能もありますが、荒川第二・第三調節池は洪水調節だけを目的としたものです。荒川の広大な河川敷に洪水を貯留できる調節池をつくるものです。

荒川は埼玉県から東京都へ流れて東京湾に注ぐ川で、下流部は東京都の中心街になります。その下流部を大洪水の氾濫から守るためというのがこの事業の目的ですが、本当に意味のある事業なのでしょか。荒川で他に行うべき治水対策はないのでしょうか。

まず、荒川第二・第三調節池の事業内容を簡単に説明します。

１　荒川第二・第三調節池事業の概要

（１）荒川第二・第三調節池の諸データ

・事業箇所　埼玉県のさいたま市、川越市、上尾市
・事業内容　調節池群の整備　約 7.6 ㎢（第二　約 4.6 ㎢、第三　約 3.0 ㎢）
　　治水容量　約 5,100 万㎥（第二　約 3,800 万㎥、第三　約 1,300 万㎥）
　　囲ぎょう堤　約 13 ㎞　他
・事業者　国土交通省関東地方整備局
・総事業費　約 1,670 億円
・事業期間　2018～2030 年度（13 年間）

荒川第二・第三調節池の計画図

（２）洪水調節池化の工事

荒川の広大な河川敷（第二と第三は左岸側）に洪水を貯留できるように荒川と河川敷を隔てる高い堤防（囲ぎょう堤）を築き、囲ぎょう堤の最上流側に越流堤（囲ぎょう堤より少し低くしてコンクリートで被覆）、最下流側に排水門を設置することになっています。

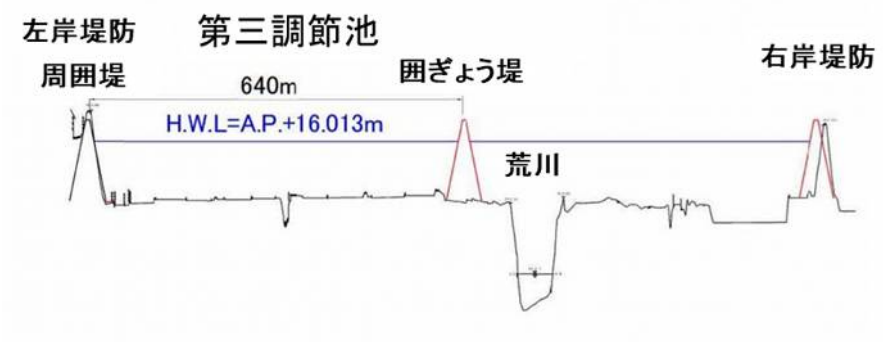

（３）洪水調節池の役目とは？

洪水調節池の役目は次のように説明されています。

「かなり大きな洪水が来ると、荒川から越流堤を超えて洪水が調節池内に流入する。洪水が終わったら、下流側の排水門を開けて、調節池内に貯留した洪水を荒川に排出する。これにより、荒川の大きな洪水のピーク流量を低減することができる。」

２　荒川第二・第三調節池事業の環境アセスメント

（１）環境アセスメントの手続き

洪水調節池は国の環境アセス法や埼玉県の環境アセス条例の対象になっていませんが、さいたま市の環境アセス条例（環境影響評価制度に関する条例）の対象になっていますので、荒川第二・第三調節池の事業は当面はさいたま市の環境アセスの手続きが取られていきます。さいたま市の環境アセスの手続きは次のとおりです。

①　調査計画書　縦覧　→　意見募集　→　修正

②　調査計画書に基づき、調査、予測及び評価（環境影響評価）を実施

③　準備書（環境影響評価の結果および講ずべき環境保全措置の内容を記載）
　　縦覧　→　意見募集、公聴会　→　市長の意見　→　修正　→　市長に提出

④　評価書（準備書を修正したもの）　縦覧・公告

荒川第二・三調節池事業に係る環境影響調査計画書の縦覧はすでに５月７日～6 月７日に行われ、意見募集が６月 21 日までの期限で行われました。

その後、調査計画書が確定してから、調査や予測の作業が進められますので、上記の一連の環境アセスメントの手続きが終わるまで数年以上の年数がかかると思われます。

（２）荒川第二・第三調節池の予定地の自然

荒川第二・第三調節池の予定地は荒川の広大な河川敷（高水敷）です。河川敷の幅は 700～1000 メートルもあります。その大半は、運動場、ゴルフ場、水田、畑等に利用されており、残された自然空間はかなり限られています。残された自然空間としてあるのは、横堤とその周辺、荒川の水面周辺の茂み、点在するヨシ原などです。環境アセスメントでは、残された自然空間を対象として植物の生育状況、動物の生息状況などを丹念に調査する必要があります。

３　荒川第二・第三調節池の事業費と費用負担

荒川第二・第三調節池の事業費は約 1,670 億円という超巨額の費用が予定されています。そのうち、7 割が国負担で、残り 3 割を東京都と埼玉県が負担します。

既設の第一調節池の治水分の負担割合は東京都と埼玉県がそれぞれ 68.8%、31.2%でした。

この負担割合を使うと、第二・第三調節池の負担額は東京都が 345 億円、埼玉県が 156 億円になります。

事業費が非常に大きいので、東京都、埼玉県の負担もかなりの高額になります。東京都民、埼玉県民はこの事業が本当に必要なのか、他に優先すべき治水対策がないのかの説明を国や都県に求め、事業の是非をあらためて追及する必要があります。

４　荒川第二・第三調節池は本当に必要なのか？

（１）広大な河川敷と横堤で十分ではないのか？

荒川第二・第三調節池の予定地には昭和初期（1930 年代前半）につくられた横堤があります。通常の堤防は河川の流れと並行していますが、横堤は河川の流れと垂直方向に設置されています。

600m程度の長さの横堤が 700～800m間隔で設置されています。これは荒川から溢れた洪水の流勢を殺ぐ効果があり、1947 年のカスリーン台風で洪水ピークの削減効果が確認されているとのこと

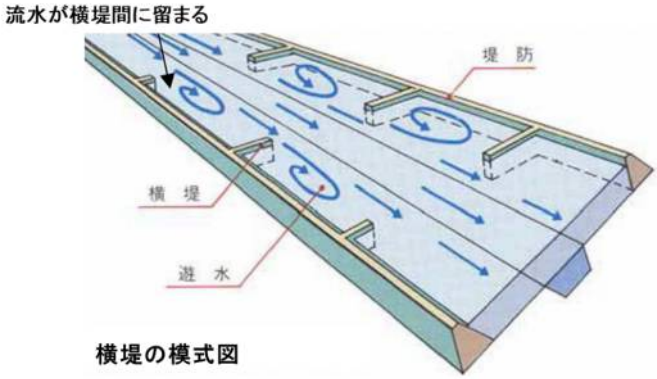

横堤の模式図

（「調節池の役割としくみ」（2005年11月6日）　荒川上流河川事務所）

です。

荒川中流部は広大な河川敷があって、この横堤もありますので、現状のままでかなりの洪水調節効果があります。そのことは国土交通省の計算でも確認されています。

巨額の公費を投じて荒川第二・第三調節池をつくる必要が本当にあるのでしょうか。

荒川には上流部に新規ダムを造る計画がありましたが、中止になりました。

荒川第二・第三調節池事業は、ダム事業に代わって、総事業費 1,670 億円という超巨額の土木工事を起こすことが真の目的ではないでしょうか。

荒川水系河川整備計画では荒川第二・第三調節池の建設が終われば、次は約 700 億円かけて、荒川第四調節池の建設に取りかかることになっています。

荒川の横堤（No.が付いているのが横堤）（「荒川上流改修六十年史」）

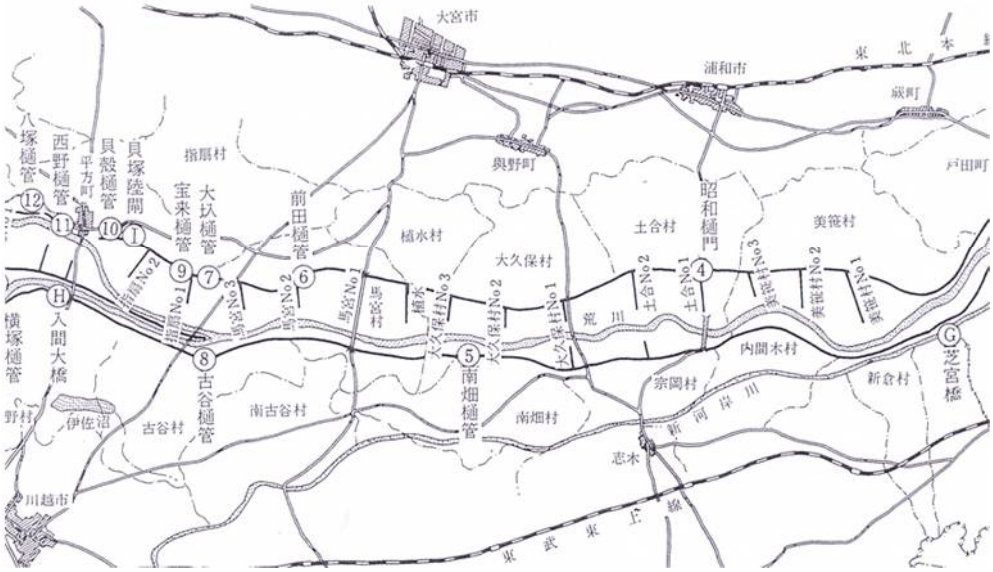

（２）荒川には喫緊の治水対策がある（荒川下流の橋梁付近の堤防嵩上げ工事）

荒川下流部は下図のとおり、橋梁付近で堤防高が極端に低くなっているところが何か所もあります。大洪水が来れば、そこから洪水があふれて大氾濫を引き起こす危険性があります。

京成本線の荒川橋梁（堀切橋）は約 400 億円をかけて 2018 年度から架け替え工事に着手し、堤防を嵩上げすることになっていますが、その他の箇所は嵩上げ工事が計画されていません。

荒川の喫緊の治水対策は、このように堤防高が極端に低くなっている橋梁付近の嵩上げ工事です。氾濫危険箇所の嵩上げ工事をすみやかに進める必要があります。必要性が希薄な荒川第二・第三調節池の建設事業を中止し、その巨額の河川予算を荒川下流の橋梁付近の堤防嵩上げ工事に投じるべきです。

荒川下流部の堤防高

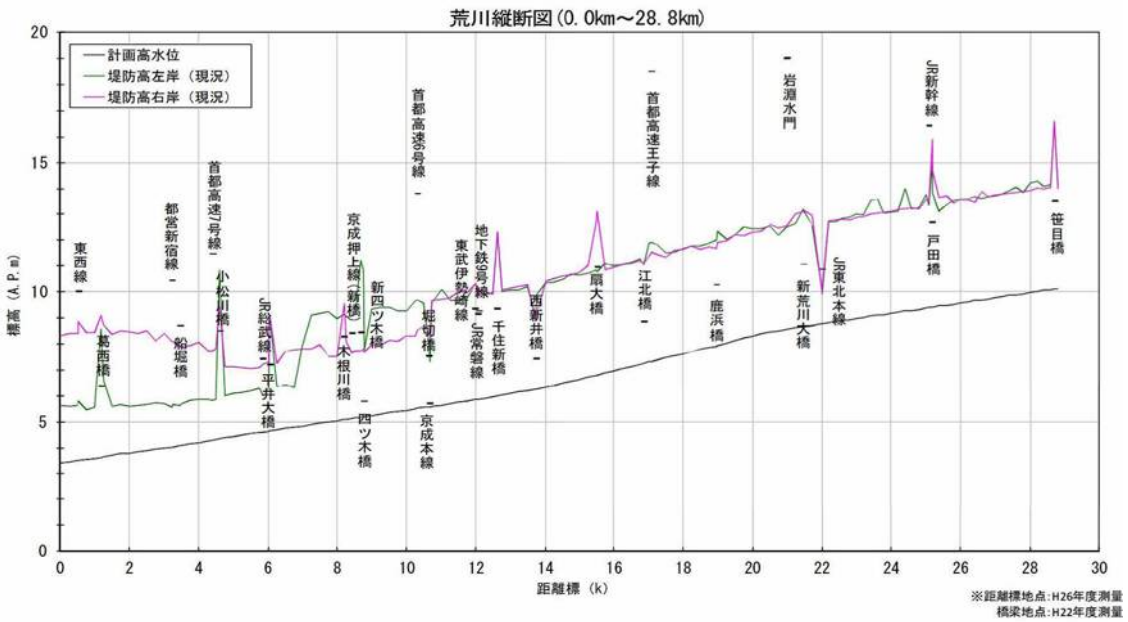

橋梁取付部周辺の堤防高不足の状況

（荒川下流河川維持管理計画（荒川下流河川事務所））

水道の民営化問題

嶋津暉之

１　厚生労働省の動き

昨年 12 月に成立した改正水道法が今年 10 月に施行される予定です。厚生労働省は検討会を毎月開いて水道民営化の制度をつくる準備を進めてきています。

去る 5 月 15 日には第４回道施設運営等事業の実施に関する検討会が開かれました。検討会はこれで終わりです。この後、「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン（案)」と「水道事業における官民連携に関する手引き（改訂案)」についてパブリックコメントを行い、10 月からの施行に備えることになっています。

この検討会の資料が厚生労働省水道課のＨＰに掲載されていますので、下記のＵＲＬでご覧ください。　　**第４回水道施設運営等事業の実施に関する検討会　資料**

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000143569_00011.html

このように、日本の水道の民営化に向けて準備が着々と進められつつあります。

２　宮城県の水道・工業用水道・下水道の民営化計画の現実

（１）宮城県の水道・工業用水道・下水道の民営化計画

政府は水道民営化推進の旗振りをしていますが、多くの水道事業体は民営化について消極的です。しかし、その中で突出して民営化を推進しようとしているのが宮城県です。宮城県は水道用水供給事業、工業用水道事業、流域下水道事業の民営化を計画しています。

村井嘉浩知事の主導によるもので、村井知事は昨年 12 月、参議院厚生労働委員会で参考人として水道法改正賛成の意見を述べました。

宮城県が民営化を計画しているのは、右に示す「水道・工業用水道・下水道の民営化を進める宮城県」の１枚目のとおり、二つの水道用水供給事業、三つの工業用水道事業、四つの流域下水道事業です。

２枚目のとおり、民営化を計画しているのは、水道用水供給事

業、工業用水道事業、流域下水道事業の管路を除く処理場等の部分で、資産の割合としては３割にとどまります。

３枚目のとおり、民営化することにより、20 年間で水道・工業用水道・下水道で 335～546 億円（現在価値化後の数字は 166～386 億円）の費用を削減できることになっています。

〔注〕現在価値に換算した金額：将来の価値を 20 年国債の利率で割り引いて 20 年間の効果を現在価値に換算した金額（割引率 1.59%/年）

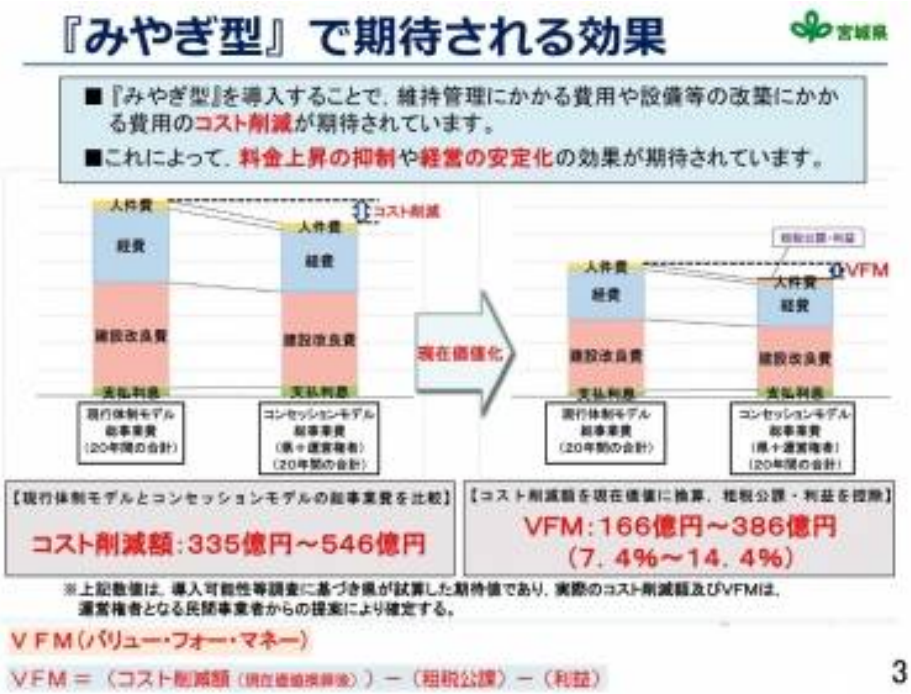

ここで不思議に思うのは、民営化すれば、20 年間で水道・工業用水道・下水道で 335～546 億円も費用を削減できることになっていることです。

これだけ巨額の費用を削減できるならば、民営化すべきだという話になりますが、この数字にどれほどの根拠があるのでしょうか。

この根拠を知るため、宮城県に対して情報公開請求を行いました。精査が必要ということで開示が約 4 か月も延期され、つい最近になってようやく開示されました。

（２）宮城県の開示資料で明らかになったこと「費用削減率の根拠は単なる聞き取り値」

開示された資料は、「みやぎ型管理運営方式導入可能性等調査業務報告書　2018 年 3 月」です。

この資料を見ると、驚くことに、上記の費用削減額は民営化で削減できる個々の費用を積み上げて求めたものではなく、民営化による費用削減率を単純に 10～45%に設定して求めたものでした。

次ページの資料「4.4.5　経費等削減率」をご覧ください。次のように書いてあります。

「民間事業者に対するマーケットサウンディングを通じて，標準的に達成可能と見込まれる経費等削減率についてヒアリングを行い，その結果をもとに設定した。」

マーケットサウンディングとは、事前に広く意見や提案を求める対話型の市場調査のことですが、要するに、民営化を受注する可能性がある会社にどれくらい費用を削減できるかを聞いただけだということです。

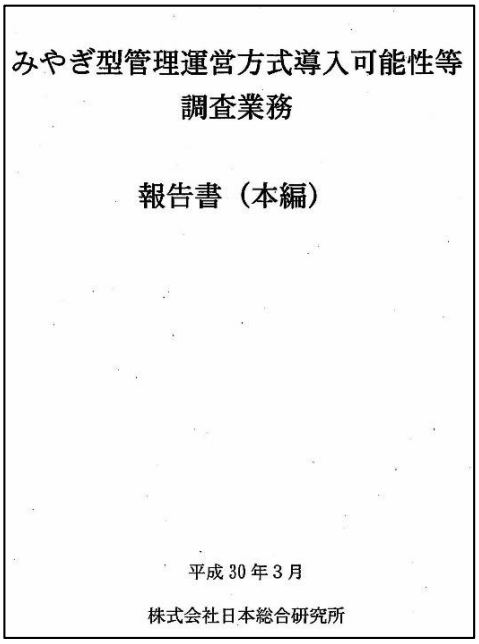
みやぎ型管理運営方式導入可能性等調査業務

報告書（本編）

平成 30 年 3 月

株式会社日本総合研究所

そのような会社は当然、費用をかなり削減できると答えるに決まっています。実際の具体的な根拠があるとは思われません。

そして、水道用水供給事業、工業用水道事業、流域下水道事業ごとの削減率の想定値が右の「図表 4-10　経費等削減率の概要」の表です。

この程度のデータで宮城県において水道等の民営化が進められていくのですから、本当に大丈夫かと思ってしまいます。

4.4.5 経費等削減率

【主なポイント】

論点	■ 運営権者の経費等削減率について，概算収支の試算の時点では 10%程度を見込んでいたところ，最終的にどの程度の削減を見込めるかが論点となった。
方針	■ 民間事業者に対するマーケットサウンディングを通じて，標準的に達成可能と見込まれる経費等削減率についてヒアリングを行い，その結果をもとに設定した。
理由	■ コンセッションは一般的な PFI 事業と異なり，既存の施設・設備の運営や更新を民間事業者に委ねるものであることから，県側における経費等削減見込額の積算，民間事業者からの参考見積の収集，といった方法による経費等削減率の設定が困難である。

マーケットサウンディングの結果も参考にしつつ，可能な限り民間事業者の創意工夫を発揮できる事業条件を提示することを前提に，県継続に対するコンセッション導入時の経費等削減率を以下の考え方により設定した。

図表 4-10　経費等削減率の概要

●水道用水供給事業

費目		削減率		
		ケース1	ケース2	ケース3
人件費（給与等）		30%		
経費	動力費	10%	15%	20%
	修繕費	20%	25%	30%
	薬品費	10%	15%	20%
	施設管理委託費	30%	35%	40%
	テレメータ回線料	10%	15%	20%
	管理経費	30%	35%	40%
建設改良費		30%，20%		

●工業用水道事業

費目		削減率		
		ケース1	ケース2	ケース3
人件費（給与等）		30%		
経費	動力費	10%	15%	20%
	修繕費	20%	25%	30%
	薬品費	10%	15%	20%
	管理費	30%	35%	40%
建設改良費		30%，20%		

●流域下水道事業

費目		削減率		
		ケース1	ケース2	ケース3
経費	直接業務費	30%	35%	40%
	動力費	10%	15%	20%
	修繕費	20%	25%	30%
	薬品費	10%	15%	20%
	工事請負費	20%	25%	30%
	その他経費	5%	10%	15%
建設改良費		20%，15%，10%		

3　民営化は魔法の杖なのか？

水道等の事業は施設の老朽化、人口等の減少による料金収入の長期的減少、技術職員減少による技術継承への懸念という深刻な問題に直面していることは事実であり、対応策を真剣に考えなければなりません。

しかし、民営化すれば、それらの問題が本当に解消できるのでしょうか。魔法の杖のような方法があるのでしょうか。

それらの問題を解消できる方法がもしあるならば、その方法の詳細を徹底的に調べて、公共のままで、そのような方法の導入に努めればよいのではないでしょうか。

民営化すれば、それらの問題が解消できるような宣伝に惑わされてはなりません。

中止ダム事業の中止理由

嶋津暉之

私たちが問題視しているダム事業のほとんどが腹立たしいことに推進の方向にあります。問題ダム事業をストップさせるため、引き続き、頑張っていかなければなりませんが、一方でストップされたダム事業も少なからずあります。

2009 年度からのダム検証でストップされたダム事業は 30 事業あります。

反対運動の高まりで止まったダムもありますが、中止ダムの多くはダム事業者が継続の意思を持たなくなったこと、いわばダム事業者の都合によるものです。

しかし、ストップするためには、それなりの理由が必要です。ダムの目的を代替手段でどう対応するかなどを示す必要があります。

今回、この 30 ダム事業について中止の理由を整理しました。次ページの「中止ダム事業の中止理由（2009 年度以降）」のとおりです。

「洪水調節」の目的についてはダム案よりも河川改修案優位となっているものが多いです。「流水の正常な機能の維持」の目的については緊急性が低いという理由がいくつかあります。

ダム事業者がダムを推進する時は代替手段よりダムが優位であるという理由を無理矢理つくるものですが、中止の意思があるときは代替手段の優位性や、緊急性の低さを簡単に認めることがよくわかります。

なお、「流水の正常な機能の維持」（渇水時の補給）の目的についてダム案優位となっているダムもありますが、他の目的ではダム案が優位ではないということで中止の判断がされており、この目的がさほど重要ではないことを物語っています。

中止理由の記載例を二点示します。

例．群馬県・倉渕ダムの中止理由

・「洪水調節」：高崎市水道のダム参画が不要となった。これにより、倉渕ダムの目的が治水対策だけになるため、ダムの洪水調節による被害軽減効果に変わりがないものの、多目的ダムとして建設した場合に比べ費用が増大したため、河川改修を優先させることとした。

・「流水の正常な機能の維持」：上里見利水基準点における河川流況の経年変化や耕地面積が減少したこと等を踏まえ、ダムによって必要水量を確保する緊急性は低いと判断した。

例．水資源機構・丹生ダムの中止理由

・目的別の総合評価結果では、河川整備計画相当の目標を設定して検討した結果、戦後最大相当の洪水に対する洪水調節の目的、流水の正常な機能の維持の目的については、「ダム建設を含む案」は有利とはならない。

・一方、「異常渇水時の緊急水の補給」の目的については、「丹生ダムＢ案」が最も有利な案となったが、関係府県からは、水需要など社会情勢の変化を踏まえると緊急性が低いとする意見が出されている。

・以上より、検証対象ダムの総合的な評価は、「『ダム建設を含む案』は有利ではない」であると評価した。

この中止ダムの資料は「国会公共事業調査会（仮）準備会」（事務局　西島和弁護士）が「公共事業チェック議員の会」事務局長・初鹿明博衆議院議員に依頼して国土交通省から入手したものです。

中止ダム事業の中止理由（公共事業評価によって中止されたダム事業(2009年度～(直近10か年)）

番号	事業名	事業主体	事業地	中止判断の年度	費用便益比（B/C）	各目的の評価結果				備考
						新規利水	洪水調節	流水の正常な機能の維持	異常渇水対策	
1	上矢作ダム建設事業	国土交通省	岐阜県	H21年度再評価	2.3	—	河川改修と矢作ダム改良で対応	—	—	
2	郷士沢生活貯水池建設事業	長野県	長野県	H21年度再評価	1.3	地下水利用で対応	河川改修案優位	—	—	
3	蓼科治水ダム建設事業	長野県	長野県	H21年度再評価	3.2	—	河川改修案優位	—	—	
4	下諏訪ダム建設事業	長野県	長野県	H21年度再評価	3.3	必要性なし	河川改修案優位	—	—	
5	清川治水ダム建設事業	長野県	長野県	H21年度再評価	1.8	—	河川改修案優位	流雪溝の水量見直しで不要	—	
6	七滝ダム建設事業	国土交通省	熊本県	H23年度再評価	B/Cなし	新規利水者なし	河川改修案優位	水利用合理化で対応	—	
7	大和沢ダム建設事業	青森県	青森県	H23年度再評価	1.3	—	河川改修案優位	必要性がなくなった	—	
8	大多喜ダム建設事業	千葉県	千葉県	H23年度再評価	B/Cなし	—	河川改修案優位	緊急性なし	—	
9	武庫川ダム建設事業	兵庫県	兵庫県	H23年度再評価	B/Cなし	—	非ダム案選択	—	—	
10	奥戸（おこっぺ）生活貯水池整備事業	青森県	青森県	H23年度再評価	1.1	地下水取水案優位	河川改修案優位	ダム案優位	—	
11	三峰川（みぶがわ）総合開発事業（戸草ダム）	国土交通省	長野県	H23年度再評価	B/Cなし	新規利水者なし	河川改修＋既設ダム強化案優位	水利用合理化で対応	—	
12	大谷川生活貯水池整備事業	岡山県	岡山県	H23年度再評価	1.4	ダム案優位	河川改修案優位	ダム案優位	—	
13	吾妻川上流総合開発事業	国土交通省	群馬県	H23年度再評価	B/Cなし	—	—	—	—	プラント中和方式処理案を検討
14	常浪川（とこなみがわ）ダム建設事業	新潟県	新潟県	H24年度再評価	1.01	—	河川改修案優位	ダム案優位	—	
15	洒川生活貯水池整備事業	新潟県	新潟県	H24年度再評価	1.7	導水案と同程度の優位	河川改修案優位	ダム案優位	—	
16	黒沢生活貯水池整備事業	長野県	長野県	H24年度再評価	B/Cなし	地下水利用で対応	調節池案優位	緊急性低い	—	
17	駒沢生活貯水池整備事業	長野県	長野県	H24年度再評価	B/Cなし	地下水利用で対応	河川改修案優位	緊急性低い	—	
18	北川ダム建設事業	滋賀県	滋賀県	H24年度再評価	B/Cなし	—	河川改修案優位	—	—	
19	五木ダム建設事業	熊本県	熊本県	H24年度再評価	B/Cなし	—	河床高維持で対応	—	—	
20	荒川|上流ダム再開発事業	国土交通省	埼玉県	H24年度再評価	B/Cなし	—	中流の調節池案優位	—	—	
21	柴川生活貯水池整備事業	徳島県	徳島県	H24年度再評価	1.001	既得利水転用案優位	河川改修案優位	緊急性低い	—	
22	布沢川生活貯水池整備事業	静岡県	静岡県	H24年度再評価	1.1	導水案優位	河川改修案優位	河道外貯留案優位	—	
23	槇尾川ダム建設事業	大阪府	大阪府	H24年度再評価	B/Cなし	—	河川改修案優位	—	—	
24	儀間川総合開発事業（タイ原ダム）	沖縄県	沖縄県	H24年度再評価	B/Cなし	—	河川改修案優位	緊急性低い	—	
25	有田川総合開発事業	佐賀県	佐賀県	H25年度再評価	B/Cなし	必要性低い	河川改修案優位	緊急性低い	—	
26	利根川上流ダム群再編事業	国土交通省	群馬県	H26年度再評価	B/Cなし	—	なしで目標達成可能	—	—	
27	増田川ダム建設事業	群馬県	群馬県	H27年度再評価	B/Cなし	必要量減少・他対策案優位	河川改修案優位	ダム案優位	—	
28	倉渕ダム建設事業	群馬県	群馬県	H27年度再評価	B/Cなし	農水転用で対応	河川改修案優位	緊急性低い	—	
29	津付ダム建設事業	岩手県	岩手県	H27年度再評価	B/Cなし	—	河川改修案優位	—	—	
30	丹生（にう）ダム建設事業	水資源機構	滋賀県	H28年度再評価	A案1.4　B案1.7	—	河川改修案優位	導水案優位	緊急性低い	A案　ロックフィルダム　B案　重力式コンクリートダム

ラオス・セピアンセナムノイダム

ダム決壊事故から１年、見えない解決の道筋

メコン・ウォッチ　木口由香

2018 年 7 月 23 日、東南アジアの内陸国ラオスで、約 7,000 名の人が一夜にして家や家財、全てを失った。子どもや妊婦を含む 71 名が死亡、今も 3,000 人以上の人たちが避難所生活を強いられている。水没した村や、泥に阻まれる救助活動など、当初報道された映像はまるで大規模な自然災害のように見えたが、甚大な被害の原因は、建設中の水力発電ダムの貯水池の縁を支えるサドルダムの決壊だった。ラオス政府は事故後すぐに壊滅的な影響を受けた 6 村の移転を決めているが、移転には 4-5 年を要するという。また、約 1 年が経過した今も、建設にあたっていた韓国の SK 建設は、原因を予想外の降雨による自然災害だと主張しているなど、責任の所在は明らかになっておらず、被害を受けた人々の生活再建への道は見えていない。

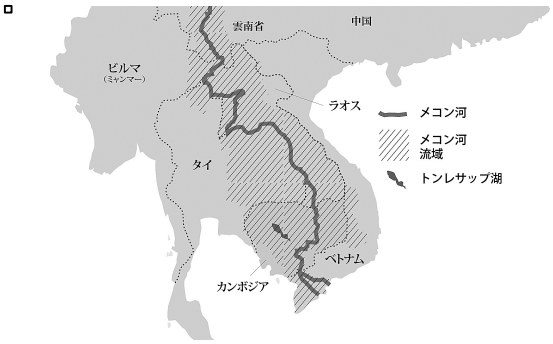

メコン河とラオスの位置（左）　アッタプー県の位置（右）

補償の算定のため、被害を受けたまま放置される車（2018 年 12 月撮影）

●セピアンセナムノイ水力発電ダム事業とは

ダムの目的は水力発電で、事業は韓国・タイ企業・ラオス国営企業の共同出資による BOT（build-operate-transfer）方式で進められている。企業が建設も含め 32 年間操業した後、ラオス政府に運営の権利が移管される。資金が乏しくともインフラを整備できる事業実施国と、運転で一定期間利益を上げられる企業の双方に利益がある「ウィン・ウィン」の手法とされ、開発予算が限られるいわゆる途上国が、民間の資金を使って開発を進められるため採用されることが増えている方式だ。ラオスは

内陸国で、輸出志向の臨海工業団地を作る経済開発モデルを取れない。その代わりになるのが、豊富な水とダム建設に向く山がちの地形を生かした水力発電事業だ、と言われてきた。

セピアンセナムノイ事業の発電能力は 410 メガワット、発電した電気の 9 割はタイに輸出される。発電所は事故が起きたアッタプー県に作られているが、貯水池は隣県チャンパサックにある。チャンパサック県にはラオスのコーヒー産地として有名なボロベン高原がある。この高原は平地にそびえ立つような地形で、比較的平坦な頂上を持っているため、数多くのダム建設が行われている。高原はラオスで最も降雨量が多いので、海抜 1000 メートルを超える高原に貯水池を作り、その水を導水して平地にある発電所でタービンを回せば、高い発電効率を得ることができる。

セピアンセナムノイダムは、ファイマクチャン川とセピアン川をセピアンダムで堰き止め貯水池を作り、その水を更にセナムノイ川を堰き止めたセナムノイダムの貯水池に導水し、630 メートルの落差があるアッタプー県側の発電所に水を送る設計となっている。発電に利用した水は、セピアン川とメコンの支流セコン川の合流点より上流でセコン川に排水される。

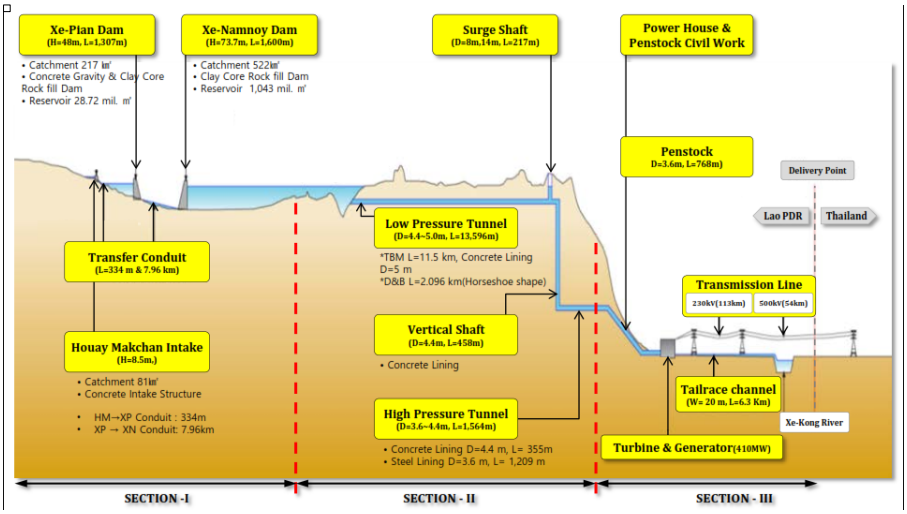

事業の施設情報：セピアンセナムノイ・パワー社のホームページより
（https://www.pnpclaos.com/index.php/en/project/technical-information）

＜ダムの情報＞
所在地：ラオス南部チャンパサック県（ダムと貯水池）、アッタプー県（発電施設）
事業主体：合弁会社：セピアンセナムノイ・パワー社（PNPC）
PNPC 出資企業：SK Engineering and Construction（SK 建設）、Korea Western Power（KOWEPO，韓国西部電力）、タイ企業 Ratchaburi Electricity Generating Holding（RATCH）、ラオス国営企業 Lao Holding State Enterprise（LHSE）
事業費：10 億 2 千万 US ドル（予定）
事業へ融資した銀行：タイ輸出入銀行（公的機関）、クルンタイ銀行（タイ国営）、アユタヤ銀行（タイ民間・日本の三菱 UFJ フィナンシャル・グループ銀行）、タナチャート銀行（タイ民間）

●サドルダム決壊事故

報道や生還した人たちの話からわかる事故の様子は次のようなものだ。事故前、雨季のラオスでは数日大雨が続いていた。2019 年 7 月 23 日夜 8 時過ぎ、村々に水が押し寄せた。貯水池を支えるサドルダムの一つが決壊し、50 億トンと言われる水がボロベン高原の崖を流れ降った。落下の勢いで、水は山の

土砂や樹木を巻き込み土石流となっていた。アッタプー県サナームサイ郡の 19 村が浸水、うち 6 村が水とともに流れてきた膨大な土砂によって消え去った。最初に水が到達した村では、水位は 10 メートルを超えた。何度も流され、その度に木や建設中の送電線につかまり助かった人も少なくない。だが、子どもを数人抱えていたため小さな子の手を放してしまった、流木が体に刺さった妊娠中の女性は助けられたが病院で死亡した、高齢の親を助けられなかった、といった悲惨な状況が助かった方たちから語られている。泥のため、ラオス軍による救助も難航した。タイのボランティアグループが数百人を救助したと報道されているが、甚大な被害の出た村では初期の救援が届かず、助かった村人が自分たちで船を出し他の村人を救助している。この時、一部の住民には洪水の警告が届いていた。しかし、誰も洪水の規模を想像できず、二階に家財をあげるなどして備える程度だったという。アッタプー県の 7 月の報告によると、6 村の被害者は 1,611 世帯 7,095 名、ラオスの英字紙ビエンチャン・タイムスの 10 月の報道では、農地に被害を受けた人などを含めると、被害者は 14,440 名に上っている。水はセコン川を流れ下り、国境を超えてカンボジアにも被害をもたらした。

韓国中央日報の報道では、合弁企業に参画する韓国西部発電社長が韓国国会の委員会で「7 月 20 日、セナムノイ貯水池造成のために築造した 5 つの補助ダムの一つが豪雨で 11 センチ沈下、2 日後、ダム上段部 10 カ所に沈下が拡大し、復旧装備を手配したものの、翌 23 日午前 11 時にはダム上段部が 1 メートルほど沈下した。この時から事業を実施する合弁会社 PNPC が、アッタプー県に協力を要請し、住民の避難が始まった」と証言しているという。事実であるとすると、企業とラオス政府が数日前から対策を取っていれば、少なくとも人命を失う事故にはならなかった可能性が高い。

実はラオスでは、これまで何度も水力発電所建設現場で大きな事故が起きている。2017 年 7 月、関西電力が建設中のナムニアップ 1 水力発電ダム建設現場で高圧ガスボンベが破裂、下請け企業のベトナム人作業員 6 人が死亡した。ナムニアップ 1 は国際協力事業団（現国際協力機構=JICA）が実施可能性調査を実施、日本国際協力銀行、アジア開発銀行（ADB）が民間金融機関と協調融資を行う日本の公的資金が投入されている事業だ。また同 9 月には北部で中国企業が建設中のナムアオダムが決壊した。工事車両が流されるショッキングな映像がソーシャルメディア上で広く拡散し、隣国タイで大きく報道された。被害の詳細は不明だ。

●政府や投資家の事故後の対応

ラオス政府は事故原因の技術面と関係者の汚職について調査を行う他、既存・建設中のダムの安全を確認し、新規の水力発電事業を中断し今後の方向性を検討する、と発表した。今年 5 月 28 日には、事故の原因究明委員会下の専門家パネルが「事故は不可抗力ではなかった」と結論づけた、という記者発表を行なった。だが報告書は未だに公開されず、ラオス政府は事故後もメコン河本流ダムの事業の手続きを進めており、事故を深刻に捉える政府関係者が全体を統括できていない様子が見て取れる。また、汚職に関する調査についての状況は不明だ。ラオスでは一党独裁の体制が続く。最近、国会では様々な問題が議論されるようになってきてはいるが、メディアは全て政府の管理下にあり言論の自由は著しく制限されている。国民が自由に政府の開発事業について議論できる社会情勢にはない。

また、セピアンセナムノイダムの建設を担う韓国企業の SK 建設は、上記の専門家パネルの結論が科学的根拠に欠けると反発している、と報じられている。「当社は今回の結果発表とは関係なく、過去 10 カ月間行ってきたように、被害の復旧と補償のために最大限の努力を尽くす」とコメントしたそうだが、多くの住民の避難所生活は困難なものだ。

●遅れる住民救済

昨年 12 月、現地を訪問した際、現場はまだ様々な問題を抱えていた。事故後に学校などに収容された

住民は、国連の災害支援基準にあった仮設住宅を支給されている。だが、このスチール製のプレハブ住宅は雨漏りなどの心配はないものの、昼間は暑く夜は冷え快適とは言い難い。体調を崩す人も多く、多くの住民が不満を述べていた。 更に、事故後 5 ヶ月のこの時点でも、一部の住民はまだテント暮らしだった。耐えかねた人のうち、親族などから支援のある人は、自力で小屋を避難所に建設していた。これらは全て自費で、政府の支援は受けられない。避難所のスペースは狭く、仮設住宅は密集しており、プライバシーが保てないことにも強い不満が聞こえた。政府から一人当たり米 20kg/月があるが、食費はこの時点で 1 日約 65 円しか支給されておらずしかも遅配する。 体力のある住民は、昼は林産物の採取や漁をして食料を調達していた。当初殺到した物資の支援も途切れているが、住民は食料や服より、農地を回復し生活再建することを強く望んでいた。 だが、移転地の整備や土地の分配、もしくは被災農地の復元は遅々として進んでいない。安全確保が理由ではあるが、避難所を離れることは禁じられておりストレスをためている住民は少なくないとの話だった。

現場から見ると、SK 建設の「努力」は、被災者の要望に応えているとは言い難い。その上、現地では SK 建設がラオス政府の補償算定調査に不満を持ち、何度も現場検証が行われ、住民が疲弊しているとも言われていた。国連やラオスを支援するドナー国、ラオスで活動する NGO も支援を行なってはいるが、一義的には事故は企業の責任となるため、それを飛び越して住民の生活再建を支援する動きは見られない。つまり、住民が望む支援を迅速に実現する主体がない状況が続いている。

●ダムの資金はどこから？

この事業は、韓国とタイの政府と民間が協力して進めてきた。また、タイの公的機関と民間銀行が事業費の 7 割を融資している。ラオス国有企業には、韓国の政府開発援助（ODA）資金が供与されている。関連企業だけでなく、タイ政府と韓国政府、銀行は、住民の救済に重大な責任がある。

この事業は残念ながら、日本と無関係ではない。タイ銀行団のアユタヤ銀行は、株式の 7 割以上を三菱 UFJ 銀行が保有、三菱 UFJ フィナンシャル・グループの傘下にある。ダムへの融資決定は統合前だが、現経営陣には最高経営責任者（CEO）をはじめ多数の日本人がおり、実質的には日系企業だ。

また、SK 建設は非上場企業で、その最大株主は持ち株会社の SK ホールディングス社となっている。同社は上場企業で、この事故の後、一時的だが株価が 6.2%下落した。実は、日本の年金積立金の管理・運用業務を担う年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)が、この SK ホールディングス社の株式を、時価総額 83 億 6305 万 336 円保有している（2019 年 3 月末時点）。タイのクルンタイ銀行にも同様の出資がある。これらの資金はダム事業に直接投資されたものではないが、このような事業を行う企業や銀行に、私たちの年金が投じられているのである。これは日本に限ったことではなく、欧米の資金も同様だ。加えて、合弁会社に出資するラオス国営企業の LHSE は、日本政府が世界銀行を通して支援したナムトゥン第 2 ダム事業実施の際、世界銀行の支援により作られたものだ。このダム事業は、外資による水力発電開発というラオス政府の経済政策を強く後押しした。ラオスの現在のダムブームは、ラオスから内発的に生まれてきたというよりは、外からの力で作りあげられてきたものだ。そこでは、本来経済開発の恩恵を受けると言われてきた人々が蚊帳の外に置かれている。

ビジネスの持続性をうたう ESG 投資などが注目される中、日本でもこのような企業活動に向かう資金の流れを問うことや、発生した被害に対する責任を求める動きを市民側で作っていかなくてはならないが、活動は端緒についたばかりだ。今年 6 月にはバンコクで、タイ・日本・韓国の NGO と市民団体、弁護士が協力しセピアンセナムノイダムの事故の責任を問う集会を開催した。事故から 1 年の 7 月末も、様々な活動が予定されている。

※メコン・ウォッチは、東南アジアのメコン河（メコン川）流域の開発や経済協力が、地域の自然資源を生活の糧としている流域の人々の生活を脅かさないように、調査研究や開発機関への働きかけを主な活動として 1993 年に設立された NGO です。（メコンウオッチホームページより）

水源連への入会・会費納入・ご寄付のお願い

水源連はダムなど水源連開発問題で活動する団体・個人の団体です。まだ会員となられていない方は是非入会されるようお願いいたします。

すでに会員の方で年会費をまだ納入されていない方は会費の納入をお願いいたします。

また、皆さまからのご寄付をいただければ、ダム予定地の現地調査や情報交換・交流、ダムに関する行政文書の入手、行政文書の解析結果の発信、集会・シンポジウムの開催などの水源連の活動を、より充実したものにすることができます。

ぜひご寄付でのご支援もお願いできればと思います。

水源連の会員制度（団体会員・個人会員）

水源連の会員制度は、個人会員と団体会員からなっています。

個人会員の年会費：1 口 3,000 円

団体会員の年会費：１口 5,000 円

会員になっていただいた方には、年に 3～4 回発行している機関誌「水源連だより」をはじめとした文書を送付いたします。団体会員は、「水源連だより」を複数部受け取ることができます。

また、メール環境をお持ちでご希望の方は、水源連会員の情報共有ツールとしての「水源連ＭＬ（メーリングリスト）」にも登録させていただきます。

年会費のお支払い

会員になっていただくために必要な手続きは、会員年会費の納入だけです。

ゆうちょ銀行振替口座

名　　義：水源開発問題全国連絡会

口座番号：00170-4-766559

ゆうちょ銀行の払込取扱票に、お名前、郵便番号、住所、電話番号、メールアドレス、「個人年会費一口 3000 円」もしくは「団体年会費一口 5000 円」とご記入の上、払い込んでください。年会費口数は一口以上何口でも結構です。

水源連ＭＬへの参加意思の有無もお書きください。団体会員の場合は複数の方に水源連ＭＬメンバーになっていただくことが可能です。ご希望者名とそれぞれの方のメールアドレスをご記入ください。

会計年度は 11 月 1 日から 10 月 31 日となっています。更新については、新たな会計年度になって最初に発行される機関誌「水源連だより」でお知らせいたします。